

会社法第803条第1項に基づく事前備置書類
(株式移転に関する事前備置書類)

前澤工業株式会社

2026年3月16日

株式移転に係る事前備置書類

東京都中央区新川一丁目5番17号
前澤工業株式会社
代表取締役社長 宮川多正

前澤工業株式会社（以下「当社」といいます。）と前澤化成工業株式会社（以下「前澤化成工業」といい、当社と前澤化成工業を総称して、以下「両社」といいます。）は、共同株式移転の方式により、2026年6月1日（以下「効力発生日」といいます。）をもって両社の完全親会社となる前澤ホールディングス株式会社（以下「共同持株会社」といいます。）を設立し（以下「本株式移転」といいます。）、両社の経営統合を行うこと（以下「本経営統合」といいます。）といたしました。
本株式移転に際して、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第206条に定める開示事項は以下のとおりです。

1. 株式移転計画書

別添1「株式移転計画書（写し）」をご参照ください。

2. 会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

(1) 株式移転対価の総数及び割当ての相当性に関する事項

両社は、本株式移転による共同持株会社の設立に際し、両社のそれぞれの株主に対し割当交付する共同持株会社の普通株式の割当比率（以下「株式移転比率」といいます。）を以下のとおり決定いたしました。

①本株式移転に係る割当ての内容（株式移転比率）

	当社	前澤化成工業
株式移転比率	1	1.11

(注1) 本株式移転に係る株式の割当ての詳細

当社の普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式1株を、前澤化成工業の普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式1.11株を、割当て交付いたします。なお、本株式移転により、当社及び前澤化成工業の株主に交付すべき共同持株会社の普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条その他関連法令の規定に従い、当該株主に対し1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。

ただし、上記株式移転比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じ、又は重大な相違が判明した場合は、両社協議の上、変更することがあります。

また、共同持株会社の単元株式数は、100株といたします。

(注2) 共同持株会社が本株式移転により交付する新株式数（予定）

普通株式38,252,768株

上記数値は、2025年11月30日時点における当社の発行済株式総数（20,790,248株）、2025年9月30日時点における前澤化成工業の発行済株式総数（15,732,000株）に基づいて算出しております。

(注3) 単元未満株式の取り扱いについて

1単元（100株）未満の共同持株会社の株式の割当てを受ける当社及び前澤化成工業の株主の皆様につきましては、かかる割当てられた株式を株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）その他の金融商品取引所において売却することはできませんが、そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、会社法第192条第1項に基づき、共同持株会社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。また、会社法第194条第1項及び共同持株会社の定款に定める予定の規定に基づき、共同持株会社に対し、自己の保有する単元未満株式の数と併せて1単元となる数の株式を売り渡すことを請求することも可能となります。

②本株式移転に係る割当ての内容の根拠及び理由

当社は、下記「⑤公正性を担保するための措置」に記載のとおり、本株式移転比率（以下で定義します。）の公正性その他の本株式移転の公正性を担保するため、フィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としてみずほ証券株式会社（以下「みずほ証券」といいます。）を、リーガル・アドバイザーとして賢誠総合法律事務所をそれぞれ選定のうえ、本株式移転に関する検討を開始し、フィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるみずほ証券から2025年12月15日付で受領した株式移転比率算定書及びリーガル・アドバイザーである賢誠総合法律事務所からの法的助言を参考に、慎重に協議・検討した結果、上記「①本株式移転に係る割当ての内容（株式移転比率）」記載の株式移転比率（以下「本株式移転比率」といいます。）により本株式移転を行うことが妥当であると判断しました。

他方、前澤化成工業は、下記「⑤公正性を担保するための措置」に記載

のとおり、本株式移転比率の公正性その他の本株式移転の公正性を担保するため、フィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として大和証券株式会社（以下「大和証券」といいます。）を、リーガル・アドバイザーとして弁護士法人三宅法律事務所をそれぞれ選定のうえ、本株式移転に関する検討を開始し、フィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である大和証券から2025年12月15日付で受領した株式移転比率算定書及びリーガル・アドバイザーである弁護士法人三宅法律事務所からの法的助言を参考に、慎重に協議・検討した結果、本株式移転比率により本株式移転を行うことが妥当であると判断しました。

このように、当社及び前澤化成工業は、それぞれフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関による株式移転比率の算定結果を参考に、両社が相互に実施したデュー・ディリジェンスの結果を踏まえて、両社の財務状況、株価状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、両社で株式移転比率について慎重に協議を重ねた結果、最終的に本株式移転比率が妥当であるとの判断に至り、2025年12月16日に開催された両社の取締役会において本株式移転比率を決定し、合意いたしました。

③ 算定に関する事項

ア. 算定機関の名称及び両社との関係

当社のフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるみずほ証券及び前澤化成工業のフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である大和証券は、いずれも当社及び前澤化成工業の関連当事者には該当せず、本株式移転に関して記載すべき重要な利害関係を有していません。

イ. 算定の概要

本株式移転比率の算定にあたって公正性を期すため、当社はみずほ証券をフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として選定し、前澤化成工業は大和証券をフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として選定し、それぞれ株式移転比率の算定・分析を依頼しました。

みずほ証券は、株式移転比率について、当社の普通株式が東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、また、前澤化成工業の普通株式が東京証券取引所プライム市場に上場しており、両社とも

に市場株価が存在することから市場株価基準法を、両社ともに比較可能な上場類似企業が複数存在し類似企業比較による株式価値の類推が可能であることから類似企業比較法を、更に、両社の将来の事業活動の状況を評価に反映するため、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）を、用いて算定を行いました。

上記各手法における算定結果は以下のとおりです。下記の株式移転比率の算定レンジは、当社の普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式を1株割り当てる場合に、前澤化成工業の普通株式1株に対して割り当てる共同持株会社の普通株式数の算定レンジを記載したものです。

採用手法	株式移転比率の算定結果
市場株価基準法	0.99～1.15
類似企業比較法	0.92～1.15
DCF法	0.92～1.21

市場株価基準法においては、2025年12月15日を算定基準日とし、東京証券取引所における算定基準日の株価終値並びに算定基準日から遡る過去1ヶ月間、過去3ヶ月間及び過去6ヶ月間の各期間の株価終値単純平均値を用いて、それぞれ評価を行い、それらの結果をもとに株式移転比率のレンジを算定いたしました。

DCF法においては、両社が作成した財務予測に基づく将来キャッシュ・フロー等を、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価しております。なお、みずほ証券がDCF法による算定の前提とした各社の財務予測については、大幅な増減益を見込んでいる事業年度は含まれておりませんが、大幅なフリー・キャッシュ・フローの増減を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、当社については、2026年5月期について、バルブ事業における設備投資額の一時的な増加等に起因し、フリー・キャッシュ・フローは前年度からの減少が見込まれております。また、2027年5月期については、前年度の設備投資額の一時的な増加影響が解消されることに起因し、フリー・キャッシュ・フローは前年度からの増加が見込まれております。また、前澤化成工業については、2027年3月期については、管工機材事業において前年度対比で増収増益を計画していることに加えて、前年度の投資額の一時的な増加の影響が解消されることか

ら、フリー・キャッシュ・フローは前年度からの増加が見込まれております。

みずほ証券は、株式移転比率の算定に際して、各社から提供を受けた情報、及び一般に公開された情報等を使用し、それらの資料及び情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、各社及びそれらの関係会社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて、各社の事業見通し及び財務予測については、各社の経営陣により、現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的にかつ適切な手段に従って作成されていることを前提としております。

他方、大和証券は、両社が金融商品取引所に上場しており市場株価が存在することから市場株価法を、また将来の事業活動の状況を評価に反映する目的から、DCF法を採用し、算定を行いました。

上記各手法における算定結果は以下のとおりです。なお、下記の株式移転比率の算定レンジは、当社の普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式1株を割当てる場合に、前澤化成工業の普通株式1株に対して割当てる共同持株会社の普通株式数の算定レンジを記載したものです。

採用手法	株式移転比率の算定結果
市場株価法	1.03～1.11
DCF法	0.97～1.39

市場株価法においては、2025年12月15日を算定基準日として、東京証券取引所における算定基準日の終値並びに算定基準日から遡る過去1ヶ月間、過去3ヶ月間及び過去6ヶ月間の各期間の終値単純平均値を採用しております。

DCF法においては、両社が作成した財務予測に基づく将来キャッシュ・フロー等を、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価しております。なお、大和証券がDCF法による算定の際に前提とした当社の財務予測については、大幅な増減益を見込ん

でいる事業年度は含まれておりませんが、大幅なフリー・キャッシュ・フローの増減を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2028年5月期において、前期比でパルプ事業における設備投資額が減少することで、フリー・キャッシュ・フローは大幅な増額が見込まれております。また、前澤化成工業の財務予測については、大幅な増減益及び大幅なフリー・キャッシュ・フローの増減を見込んでいる事業年度は含まれておりません。

大和証券は、株式移転比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則として採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っておりません。また、各社とその関係会社の資産又は負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）については、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて、両社から提出された財務予測（利益計画及びその他の情報を含みます。）については、両社の経営陣により、当該情報提供時点で得られる最善の予測と判断に基づき、合理的に作成されたことを前提としております。

④共同持株会社の上場申請等

両社は、共同持株会社の株式について、東京証券取引所プライム市場に新規上場（テクニカル上場）の申請を行うことを予定しており、上場日は、2026年6月1日を予定しております。また、両社は本株式移転により共同持株会社の完全子会社となりますので、共同持株会社の株式の上場に先立ち、両社の普通株式は2026年5月28日付で上場廃止となる予定ですが、共同持株会社の株式の上場が承認された場合には、本株式移転の効力発生日において両社の株主の皆様が割当てられる共同持株会社の普通株式は東京証券取引所に上場されているため、本株式移転に際して両社の株主の皆様が保有する株式数に応じて交付された1単元（100株）以上の共同持株会社の株式について、両社の株主の皆様は、引き続き東京証券取引所において、取引することができます。

なお、具体的な共同持株会社の株式上場日及び両社の上場廃止日につきましては、東京証券取引所の規則に従って決定されることとなります。

⑤公正性を担保するための措置

両社は、本株式移転比率の公正性その他の本株式移転の公正性を担保するために、以下の措置を講じております。

ア. 独立した第三者算定機関からの株式移転比率算定書の取得

当社は、上記「②本株式移転に係る割当ての内容の根拠及び理由」に記載のとおり、本経営統合に際して、両社から独立したフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としてみずほ証券を選定し、本株式移転比率の合意の基礎とすべく株式移転比率算定書の提出を受けました。算定書の概要は、上記「③算定に関する事項」の「イ. 算定の概要」をご参照ください。

前澤化成工業は、上記「②本株式移転に係る割当ての内容の根拠及び理由」に記載のとおり、本経営統合に際して、両社から独立したフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として大和証券を選定し、本株式移転比率の合意の基礎とすべく株式移転比率算定書の提出を受けました。算定書の概要は、上記「③算定に関する事項」の「イ. 算定の概要」をご参照ください。

なお、両社は、いずれも上記フィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関より、本株式移転比率がそれぞれ株主にとって財務的見地より妥当である旨の意見書（いわゆるフェアネス・オピニオン）は取得しておりません。

イ. 独立した法律事務所からの助言

当社は、本経営統合に際して、両社から独立したリーガル・アドバイザーとして賢誠総合法律事務所を選定し、デュー・ディリジェンスの実施並びに本経営統合の手続及び意思決定の方法・過程等についての法的助言を受けております。

前澤化成工業は、本経営統合に際して、両社から独立したリーガル・アドバイザーとして、弁護士法人三宅法律事務所を選定し、デュー・ディリジェンスの実施並びに本経営統合の手続及び意思決定の方法・過程等についての法的助言を受けております。

なお、賢誠総合法律事務所及び弁護士法人三宅法律事務所は、いずれも、両社の関連当事者には該当せず、本株式移転に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

ウ. 独立した会計・税理士事務所からの助言

当社は、本経営統合に際して、両社から独立した会計・税務アドバイザーとして株式会社ストリームを選定し、デュー・ディリジェンスの実施にあたり助言を受けております。

前澤化成工業は、本経営統合に際して、両社から独立した会計・税務アドバイザーとしてデロイトトーマツファイナンシャルアドバイザリー合同会社（現、合同会社デロイトトーマツ）を選定し、デュー・ディリジェンスの実施にあたり助言を受けております。

なお、株式会社ストリーム及びデロイトトーマツファイナンシャルアドバイザリー合同会社（現、合同会社デロイトトーマツ）は、いずれも、両社の関連当事者には該当せず、本株式移転に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

⑥利益相反を回避するための措置

本経営統合にあたって、当社と前澤化成工業との間には特段の利益相反関係は存在しないことから、特別な措置は講じておりません。

(2) 共同持株会社の資本金及び準備金の額に関する事項

両社は、本株式移転による共同持株会社の設立に際し、共同持株会社の資本金及び準備金の額を以下のとおり決定いたしました。

①資本金の額	100,000,000円
②資本準備金の額	25,000,000円
③利益準備金の額	0円
④その他資本剰余金の額	会社計算規則第52条第1項に定める株主資本変動額から上記①及び②の額の合計額を減じて得られる額

これらの資本金及び準備金の額につきましては、共同持株会社の規模その他の諸事情を総合的に勘案・検討し、両社が協議のうえ、会社計算規則第52条の規定の範囲内で決定したものであります。

3. 会社法第773条第1項第9号及び第10号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

該当事項はありません。

4. 前澤化成工業に関する事項

- (1) 最終事業年度（2025年3月期）に係る計算書類等の内容

別添2に記載のとおりであります。

- (2) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

5. 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

以 上

株式移転計画書（写し）

前澤工業株式会社（以下「甲」という。）及び前澤化成工業株式会社（以下「乙」という。）は、共同株式移転の方法による株式移転を行うことにつき合意したので、以下のとおり共同して株式移転計画（以下「本株式移転計画」という。）を作成する。

第1条（株式移転）

甲及び乙は、本株式移転計画の定めるところに従い、共同株式移転の方法により、新たに設立する株式移転設立完全親会社（以下「本持株会社」という。）成立日（第6条に定義する。以下同じ。）において、甲及び乙の発行済株式の全部を本持株会社に取得させる株式移転（以下「本株式移転」という。）を行うものとする。

第2条（本持株会社の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項）

1. 本持株会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数は以下のとおりとする。
 - (1) 目的
本持株会社の目的は、別紙の定款第2条記載のとおりとする。
 - (2) 商号
本持株会社の商号は、「前澤ホールディングス株式会社」とし、英文では「MAEZAWA Holdings CO., LTD.」と表示する。
 - (3) 本店の所在地
本持株会社の本店の所在地は東京都中央区とし、本店の所在場所は東京都中央区八重洲一丁目6番1号とする。
 - (4) 発行可能株式総数
本持株会社の発行可能株式総数は、1億株とする。
2. 前項に掲げるもののほか、本持株会社の定款で定める事項は、別紙の定款記載のとおりとする。

第3条（本持株会社の設立時取締役の氏名及び設立時会計監査人の名称）

1. 本持株会社の設立時取締役（設立時監査等委員である取締役を除く。）の氏名は次のとおりとする。

設立時取締役 宮川多正
設立時取締役 田中理
2. 本持株会社の設立時監査等委員である取締役の氏名は次のとおりとする。

設立時監査等委員 井上照孝

設立時監査等委員 伊東正博
設立時監査等委員 細田隆（社外取締役）
設立時監査等委員 加藤真美（社外取締役）
設立時監査等委員 加藤達也（社外取締役）

3. 本持株会社の設立時会計監査人の名称は次のとおりとする。

EY新日本有限責任監査法人

第4条（本株式移転に際して交付する株式及びその割当て）

1. 本持株会社は、本株式移転に際して、本持株会社が甲及び乙の株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における甲及び乙の株主に対し、それぞれその所有する甲及び乙の普通株式に代わり、(i)甲が基準時現在発行している普通株式数の合計に1を乗じた数、及び(ii)乙が基準時現在発行している普通株式数の合計に1.11を乗じた数を合計した数と同数の本持株会社の普通株式を交付する。
2. 本持株会社は、前項の規定により交付される本持株会社の普通株式を、基準時における甲及び乙の株主に対し、それぞれ次の各号に定める割合をもって割り当てる。
 - (1) 甲の株主に対しては、その所有する甲の普通株式1株につき本持株会社の普通株式1株
 - (2) 乙の株主に対しては、その所有する乙の普通株式1株につき本持株会社の普通株式1.11株
3. 前二項の計算において、1株に満たない端数が生じる場合には、会社法第234条その他関係法令の定めに従い処理するものとする。

第5条（本持株会社の資本金及び準備金等の額に関する事項）

本持株会社成立日における本持株会社の資本金及び準備金等の額は以下のとおりとする。

- | | |
|-------------|---|
| (1) 資本金の額 | 100,000,000円 |
| (2) 資本準備金の額 | 25,000,000円 |
| (3) 利益準備金の額 | 0円 |
| (4) 資本剰余金の額 | 会社計算規則第52条第1項に定める株主資本変動額から上記(1)及び(2)の額の合計額を減じて得られる額 |

第6条（本持株会社の成立の日）

本持株会社の設立の登記をすべき日（以下「本持株会社成立日」という。）は、2026年6月1日とする。但し、本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲及び乙協議の上、合意により本持株会社成立日を変更することができる。

第7条（株式移転計画承認総会）

1. 甲は、2026年3月31日を開催日として臨時株主総会を招集し、本株式移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。
2. 乙は、2026年3月31日を開催日として臨時株主総会を招集し、本株式移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。
3. 本株式移転の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲及び乙協議の上、合意により前二項に定める各株主総会の開催日を変更することができる。

第8条（株式上場、株主名簿管理人）

1. 甲及び乙は、本持株会社の発行する普通株式が本持株会社成立日に株式会社東京証券取引所プライム市場に上場されるよう、必要となる手続を相互に協議の上協力して行うものとする。
2. 本持株会社の株主名簿管理人は、みずほ信託銀行株式会社とする。

第9条（剰余金の配当）

1. 甲は、(i)2025年11月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、1株当たり24円を限度として、(ii)2026年5月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、1株当たり28円を限度として、それぞれ剰余金の配当を行うことができる。
2. 乙は、2026年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、1株当たり40円を限度として、剰余金の配当を行うことができる。
3. 甲及び乙は、前二項に定める場合を除き、本株式移転計画作成後本持株会社成立日に至るまでの間、本持株会社成立日以前の日を基準日とする剰余金の配当の決議を行ってはならない。

第10条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本株式移転計画作成後本持株会社成立日に至るまでの間、本株式移転計画において別途定める場合を除き、それぞれ善良なる管理者の注意をもって、自らの業務の遂行並びに財産の管理及び運営を行い、かつ、それぞれの子会社をして善良なる管理者の注意をもって自らの業務の遂行並びに財産の管理及び運営を行わせるものとし、それぞれの財産又は権利義務に重大な影響を及ぼし得る行為については、本株式移転計画において別途定める場合を除き、あらかじめ甲及び乙が協議し、合意の上、これを行い、又はこれを行わせるものとする。

第11条（株式移転計画の効力）

本株式移転計画は、(i)第7条に定める甲若しくは乙の株主総会のいずれかにおいて本株式移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議が得られなかった場合、(ii)本持株会社成立日までに本株式移転を行うにあたり必要な関係当局の承認等が得られなかった場合、又は、(iii)次条に基づき本株式移転を中止する場合には、その効力を失うものとする。

第12条（株式移転条件の変更及び本株式移転の中止）

本株式移転計画作成後本持株会社成立日に至るまでの間に、甲又は乙の財産状態若しくは経営状態に重大な変更が発生した場合又は重大な影響を与える事由があることが判明した場合、又は本株式移転の実行に重大な支障となる事態が生じ若しくは明らかとなった場合、その他本株式移転計画の目的の達成が著しく困難となった場合は、甲及び乙は、協議の上、合意により本株式移転の条件その他本株式移転計画の内容を変更し又は本株式移転を中止することができる。

第13条（協議事項）

本株式移転計画に定める事項のほか、本株式移転計画に定めがない事項、その他本株式移転に必要な事項は、本株式移転計画の趣旨に従い、甲及び乙が別途協議の上、合意により定める。

(以下余白)

本株式移転計画作成の証として、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

2025年12月16日

甲 東京都中央区新川一丁目5番17号
前澤工業株式会社
代表取締役社長 宮川多正

本株式移転計画作成の証として、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

2025年12月16日

乙 東京都中央区日本橋小網町17番10号
前澤化成工業株式会社
代表取締役兼社長執行役員 田中理

【別紙】

定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、前澤ホールディングス株式会社と称し、英文ではMAEZAWA Holdings CO., LTD. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む外国会社の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。

- (1) 水道・環境衛生関係機器および弁・栓・門扉等の鉄・鋳物製品の製造および販売
- (2) 上水道・下水道関連製品、住宅機器関連製品および災害関連製品の製造および販売
- (3) 塩化ビニルその他各種プラスチック製品の製造および販売
- (4) 水道施設、清掃施設、産業排水・廃液・廃油処理施設、廃棄物処理施設、再生可能エネルギー施設および土壌・地下水の改善・保全、衛生施設その他の各種施設の設計、請負、施工および監理ならびにこれらに関する設備・装置等の設計、製造、販売、施工および運転管理、維持管理、事業経営
- (5) 土木工事、建築工事、電気工事、管工事、鋼構造物工事、機械器具設置工事、電気通信工事、水道施設工事、その他の諸建設工事の計画、設計、請負、施工および監理
- (6) 水質の検査・分析
- (7) 活性炭・化学工業薬品その他物品の製造および販売
- (8) 不動産の売買、賃貸借、管理および斡旋ならびに土地の造成および分譲
- (9) 前各号に関連する調査、分析、コンサルティング、経営ならびに管理
- (10) ソフトウェアおよび情報システムサービスの提供
- (11) 貨物利用運送業ならびに倉庫業および倉庫管理業務
- (12) 労働者派遣事業
- (13) 古物営業法に定める古物商
- (14) 損害保険の代理業
- (15) 前各号に付帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都中央区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、1億株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により、自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第10条 当社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議または取締役会の決議によって委任を受けた取締役の決定によって定める。

3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置その他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規則)

第12条 当社の株主権行使の手続その他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役の定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(招集時期および招集場所)

第13条 当社の定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。

2. 当社の株主総会は、東京都または埼玉県で招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

第15条 当社の株主総会は取締役会の決議に基づき、社長がこれを招集する。

2. 当社の株主総会の議長は、社長がこれに当たり、社長に事故あるときはあらかじめ取締役会で定めた順位に従う。

(決議の方法)

第16条 当社の株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1人を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

(株主総会の議事録)

第18条 株主総会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録して当社に保存する。

(電子提供措置等)

第19条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第4章 取締役および取締役会

(定員)

第20条 当社の取締役は、12名以内とする。

2. 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、6名以内とする。

(選任方法)

第21条 当社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2. 前項の定めによる取締役の選任は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して行う。

3. 取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。

(任期)

第22条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

4. 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(代表取締役の選定)

第23条 当社を代表すべき取締役は、取締役会の決議をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から選定する。

(役付取締役)

第24条 取締役会の決議をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長を定めることができる。

(取締役会の招集通知)

第25条 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第26条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合のほか、あらかじめ取締役会において定める取締役が招集し、その議長となる。

2. 前項に定める取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順位に従う。

(取締役会の決議方法)

第27条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 当社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(重要な業務執行の決定の委任)

第28条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(相談役)

第29条 取締役会の決議をもって相談役若干名を置くことができる。

(取締役会規則)

第30条 取締役会に関する事項は、法令および定款に別段の定めがある場合のほか、取締役会の定める取締役会規則による。

(取締役会の議事録)

第31条 取締役会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、議事録に記載または記録し、出席した取締役が記名捺印または電子署名して当会社に保存する。

2. 第27条第2項の決議があったとみなされる事項の内容およびその他法令に定める事項については、これを議事録に記載する。

(報酬等)

第32条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役との責任限定契約)

第33条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、同法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。

第5章 監査等委員会

(常勤監査等委員)

第34条 監査等委員会は、その決議により常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第35条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(監査等委員会の決議)

第36条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会規則)

第37条 監査等委員会に関する事項は、法令および定款に別段の定めがある場合のほか、監査等委員会の定める監査等委員会規則による。

(監査等委員会の議事録)

第38条 監査等委員会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員が記名捺印または電子署名して当会社に保存する。

第6章 会計監査人

(選任)

第39条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任期)

第40条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第7章 計算

(事業年度)

第41条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第42条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第43条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。

3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当の除斥期間)

第44条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

附則

(最初の事業年度)

第1条 当会社の最初の事業年度は、第41条の規定にかかわらず、当会社の成立の日から2027年3月31日までとする。

(最初の取締役の報酬等)

第2条 第32条の規定にかかわらず、当会社の成立の日から最初の定時株主総会の時までの期間の当会社の取締役(監査等委員を除く。)の報酬等の額は、年額2億円以内とする。

2 第32条の規定にかかわらず、当会社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの期間における当会社の成立時点における前澤工業株式会社(以下「前澤工業」という。)の取締役である当会社の取締役(社外取締役及び監査等委員を除く。以下、本項において単に「取締役」という。)の報酬等のうち、株式報酬制度(以下「本制度1」という。)に係る報酬等の額の具体的な算定方法および具体的な内容は、次のとおりとする。なお、本制度1に基づく報酬等は、前項に定めるものとは別枠とする。

(1) 本制度1の概要

本制度1は、前澤工業の第74回定時株主総会及び第75回定時株主総会において承認可決された業績連動型株式報酬制度である。当会社は、前澤工業がみずほ信託銀行株式会社等と締結した2020年10月26日付け株式給付信託契約(その後の変更を含む。)について、2026年6月1日をもって、前澤工業の契約上の地位ならびに権利および義務を承継するものとする。

すなわち、本制度1は、前澤工業が2026年5月31日までに拠出した金銭および当会社が必要に応じて2026年6月1日以降に拠出する金銭を原資として、当会社株式が信託(以下、本制度1に基づき設定される信託を「本信託1」という。)を通じて取得され、取締役に対して、当会社が定める役員株式給付規程(以下「役員株式給付規程」という。)に従って、当会社株式および当会社株式を時価で換算した金額相当の金銭(本項において「当会社株式等」といいます。)が本信託1を通じて給付される業績連動型株式報酬制度である。なお、取締役は、原則として、退任時に当会社株式等の給付を受ける。

(2) 本制度1の対象者

取締役

(3) 信託期間及び金額

前澤工業は、2021年5月末日で終了した事業年度から2023年5月末日で終了した事業年度までの3事業年度(本項において、当該3事業年度の期間を「当初対象期間」といい、当初対象期間および当初対象期間の経過後に開始する3事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」という。)およびその後の各対象期間を対象として本制度1を導入し、対象役員への当会社株式等の給付を行うため、本信託1による当会社株式の取得の原資として、120百万円の金銭を拠出し、本信託1を設定した。また、前澤工業は、当初対象期間経過後も、本制度1が終了するまでの間、原則として対象期間ごとに、120百万円を上限として本信託1に追加拠出を行ってきた。

本信託1は、下記(4)のとおり、前澤工業が2026年5月31日までに拠出した金銭または当会社が必要に応じて2026年6月1日以降に拠出する金銭を原資として、当会社株式を取得する。

前澤工業は、当初対象期間及び2024年5月末日で終了した事業年度から2026年5月末日で終了する3事業年度中に対応する必要資金としての金銭を拠出しており、2026年6月1日以降、当会社は、必要に応じて、最初の定時株主総会終結の時までの期

間中に本制度1に基づく給付を行うために必要となることが合理的に見込まれる数の株式を本信託1が一定期間分先行して取得するために必要となる資金を上限金120百万円の範囲内で拠出し、役員株式給付規程の定めに従い当会社の最初の定時株主総会終結の時までの所定の期間の取締役の職務執行の対価として、本制度1に基づく給付を行う。

(4) 当会社株式の取得方法

本信託1による当会社株式の取得を行う場合は、上記(3)により拠出された資金を原資として、取引所市場を通じてまたは当会社の自己株式処分を引き受ける方法により行うものとする。

(5) 取締役等に給付される当会社株式等の数の上限

取締役には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位、業績達成度等を勘案して定まる数のポイントが付与される。取締役に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は、89,000ポイントを上限とする。

取締役に付与されるポイントは、下記(6)の当会社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当会社普通株式1株に換算される(ただし、当会社株式について、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて合理的な調整を行う。)

下記(6)の当会社株式等の給付に当たり基準となる取締役のポイント数は、原則として、退任時までに当該取締役に付与されたポイント数とする(以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」という。)

(6) 当会社株式等の給付

当会社の取締役が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役は、所定の受益者確定手続きを行うことにより、原則として上記(5)に記載のところに従って定められる確定ポイント数に応じた数の当会社株式について、退任後に本信託1から給付を受ける。

ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合には、一定割合について、当会社株式の給付に代えて、当会社株式の時価相当の金銭給付を受ける。なお、金銭給付を行うために、本信託1により当会社株式を売却する場合がある。

なお、ポイントの付与を受けた取締役であっても、在任中に一定の非違行為があったことに起因して退任した場合または在任中に当会社に損害が及ぶような不適切行為等があった場合は、指名・報酬委員会の答申を経た取締役会の決定により給付を受ける権利の全部または一部を取得できない場合がある。

3 第32条の規定にかかわらず、当会社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの期間における当会社の成立時点における前澤化成工業株式会社(以下「前澤化成工業」という。)の取締役である当会社の取締役(社外取締役および監査等委員を除く。以下、本項において単に「取締役」という。)の報酬等のうち、株式報酬制度(以下「本制度2」という。)に係る報酬等の額の具体的な算定方法および具体的な内容は、次のとおりとする。なお、本制度2に基づく報酬等は、第1項に定めるものとは別枠とする。

(1) 本制度2の概要

本制度2は、前澤化成工業の第63回定時株主総会及び第71回定時株主総会において承認可決された業績連動型株式報酬制度である。当会社は、前澤化成工業が三井住

友信託銀行株式会社等と締結した2017年11月8日付け株式取得管理交付信託（特定金外信託）契約（その後の変更を含む。）について、2026年6月1日をもって、前澤化成工業の契約上の地位ならびに権利および義務を承継するものとする。

すなわち、本制度2は、前澤化成工業が2026年5月31日までに拠出した金銭および当社が必要に応じて2026年6月1日以降に拠出する金銭を原資として、当社株式が信託（以下、本制度2に基づき設定される信託を「本信託2」という。）を通じて取得され、業績達成度等一定の基準に応じて当社が各取締役が付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託2を通じて各取締役に対して交付されるという、業績連動型の株式報酬制度である。なお、取締役は、原則として、退任時に当社株式等の交付を受ける。

(2) 本制度2の対象者
取締役

(3) 信託期間及び信託金額

前澤化成工業は、本制度2に基づく交付を行うために必要となることが合理的に見込まれる数の株式を本信託2が一定期間分先行して取得するために必要となる資金を次のとおり拠出し、本信託2を設定した。

本信託2は、下記(4)のとおり、前澤化成工業が2026年5月31日までに拠出した金銭または当社が必要に応じて2026年6月1日以降に拠出する金銭を原資として、当社株式を取得する。

前澤化成工業は、本信託2の信託期間（当初の信託期間：2017年11月から2021年11月、延長分の信託期間：2021年12月から2024年11月まで、2024年12月から2027年11月まで）に対応する必要資金として、当初の信託期間では上限金145百万円の範囲で金銭を拠出し、延長した信託期間ごとに上限金115百万円の範囲内で金銭を追加拠出しており、2026年6月1日以降、当社は、必要に応じて、最初の定時株主総会終結の時までの期間中に本制度2に基づく交付を行うために必要となることが合理的に見込まれる数の株式を本信託2が一定期間分先行して取得するために必要となる資金を上限金115百万円の範囲内で拠出し、当社が定める株式交付規程（以下「株式交付規程」という。）の定めに従い当社の最初の定時株主総会終結の時までの所定の期間の取締役の職務執行の対価として、本制度2に基づく交付を行う。

(4) 当社株式の取得方法

本信託2による当社株式の取得を行う場合は、上記(3)により拠出された資金を原資として、取引所市場を通じてまたは当社の自己株式処分を引き受ける方法により行うものとする。

(5) 取締役に交付される当社株式等の数の算定方法とその上限

株式交付規程に基づき、各取締役に対し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日において、役位・役割および業績目標の達成度等に応じたポイントが付与される。なお、当社が取締役に対して付与するポイントの総数は、1事業年度あたり70,000ポイントを上限とする。

取締役に付与されるポイントは、下記(6)の当社株式等の交付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算される（ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて

合理的な調整を行う。))。

(6) 当会社株式等の交付

各取締役は、原則として取締役の退任時に所定の受益者確定手続を行って本信託2の受益権を取得し、本信託2の受益者として、上記(5)に従って定められるポイント数に従って、本信託2から当会社株式の交付を受ける。

ただし、一定割合について、当会社株式の交付に代えて、当会社株式の時価相当の金銭交付を受ける場合がある。なお、金銭交付を行うために、本信託2により当会社株式を売却する場合がある。

なお、ポイントの付与を受けた取締役であっても、自己都合により退任する場合、在任中に一定の非違行為があった場合または当会社に損害が及ぶような不適切行為等があった場合等は、株式交付規程の定めるところに従い、それまでに付与されたポイントの全部または一部は消滅し、消滅したポイント相当の当会社株式については交付を受けない場合がある。

(当初の監査等委員である取締役の報酬等)

第3条 第32条の規定にかかわらず、当会社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの期間における監査等委員の報酬等の額は、年額8千万円以内とする。

(附則の削除)

第4条 本附則は、当会社の最初の定時株主総会の終結の時をもって削除されるものとする。

(以下余白)

別添2

前澤化成工業株式会社の最終事業年度（2025年3月期）に係る計算書類等

事業報告 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

1 前澤化成工業グループの現況に関する事項

(1) 資金調達の状況

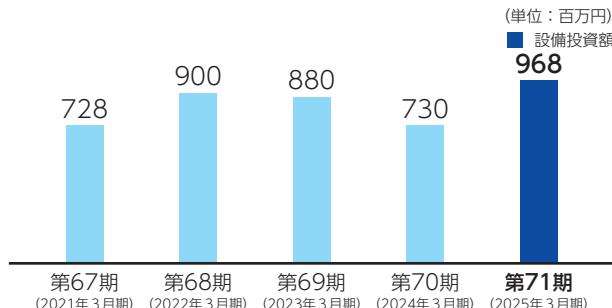
当連結会計年度に実施した設備投資等の所要資金は主に自己資金によりまかさないました。

(2) 設備投資の状況

当社グループでは、安定生産・供給を維持するための通常の設備投資のほかに、持続的な企業価値の向上のため、以下の項目に重点を置いて設備投資を行っております。

- ・ 既存事業の拡充や新しい事業領域への成長投資
- ・ 生産体制の合理化および業務の効率化を目的とした事業基盤の整備
- ・ 環境負荷低減をはじめとした環境対策への設備投資

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は、無形固定資産およびリース資産を含め9億68百万円（前期比32.5%増）となりました。その内容は、主に製造面における安定生産を維持するための通常投資として、金型および機械設備への設備投資を実施したほか、研究開発投資として3D造形システムの導入28百万円を行いました。また、熊谷第二工場の太陽光設備増設に伴う環境対策投資46百万円を実施いたしました。



(3) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

記載すべき重要な事項はありません。

(4) 他の会社の事業の譲受けの状況

記載すべき重要な事項はありません。

(5) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

記載すべき重要な事項はありません。

(6) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

記載すべき重要な事項はありません。

(7) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当する事項はありません。

② 重要な子会社の状況

名称	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社新潟成型	88百万円	100.00%	各種プラスチック製品、建築関連部材の製造、販売
常陽水道工業株式会社	50百万円	91.93%	給排水衛生設備、ポンププラント等の施工

2 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況 (2025年3月31日現在)

地位	氏名	担当等	重要な兼職の状況
代表取締役	久保 淳一	社長 取締役会議長	
取締役	茂木 達宏		株式会社新潟成型取締役経営担当
取締役	田中 理		常陽水道工業株式会社取締役
取締役	齋藤 巖	内部統制・IR担当	株式会社新潟成型監査役 常陽水道工業株式会社監査役
社外取締役 (独立役員)	加藤 真美	経営諮問委員会委員	桜丘法律事務所 (弁護士) 株式会社タダノ社外監査役 (証券コード：6395)
社外取締役 (独立役員)	近藤 純一	経営諮問委員会議長	
監査役	伊東 正博	常勤	
社外監査役 (独立役員)	篠崎 正巳	経営諮問委員会委員	篠崎総合法律事務所所長 (弁護士・税理士) マークラインズ株式会社社外監査役 (証券コード：3901) 株式会社いなげや社外監査役
社外監査役 (独立役員)	加藤 達也	経営諮問委員会委員	新創監査法人パートナー (公認会計士) G-FACTORY株式会社社外取締役監査等委員 (証券コード：3474)

- (注) 1. 監査役伊東正博氏は、管理本部長の経験を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
2. 監査役篠崎正巳氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 監査役加藤達也氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 社外役員の重要な兼職先と当社との間には、いずれも特別な利害関係はありません。
5. 社外役員と会社または会社の特定関係事業者の業務執行者または役員との親族関係については、いずれも該当する事項はありません。

事業報告

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2017年5月12日開催の取締役会において役員報酬制度を定め、同制度に係る取締役等報酬制度において取締役等の個人別の報酬の内容を定めております。役員報酬制度は、透明で公正な決定手続きを担保するため、社外取締役および社外監査役のみで構成される経営諮問委員会への諮問を経たうえ取締役会で決定するものとしており、現在の内容は2017年5月12日開催の取締役会において決議したものであります。なお、役員報酬制度において、監査役の報酬は、基本報酬のみとしております。取締役等報酬制度における取締役等の個人別の報酬の決定方針は次のとおりであります。

(ア) 基本方針

当社の取締役（社外取締役その他の業務を執行しない取締役を除きます。）および委任契約による執行役員（以下、総称して「取締役等」といいます。）の個人別の報酬は、当社グループの持続的成長と企業価値向上に資するインセンティブとして機能させるために、経済情勢の変化や経営内容を勘案したうえ、従業員給与とのバランスを考慮し、役職位別の基本報酬、各事業年度の業績に連動する賞与（以下「賞与」といいます。）、および中長期的な業績に連動する株式報酬（以下「株式報酬」といいます。）で構成される取締役等報酬制度により支給いたします。社外取締役その他の業務を執行しない取締役の報酬は、経営監督機能の実効性の観点から基本報酬のみといたします。

株式報酬は、当社の業績および株式価値と取締役等の報酬との連動性をより明確にし、取締役等が株価上昇によるメリットを享受するのみならず、株価下落リスクをも負担し、株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

(イ) 業績指標および非金銭報酬の内容、その額または算定方法の決定方針

賞与の指標は「連結営業利益」と「セグメント利益」としております。当該指標を選択した理由は、いずれも本業で稼いだ利益をあらわすものであり、取締役等の活動成果を最も明確に反映していると考えているためであります。株式報酬の指標は「連結売上高」と「親会社株主に帰属する当期純利益」であり、当該指標を選択した理由は、当期純利益が積極的な利益還元を実現するための原資となること、売上げの達成状況がグループ全体にもたらすモチベーション向上に繋がると考えているためであります。

(ロ) 取締役等の個人別の報酬の額に対する割合に関する方針

取締役等の種類別の報酬割合については、取締役等報酬制度において取締役会が定める「標準業績」達成時に、役位（資格）、職務等に応じて定める割合になるように決定しております。取締役兼常務執行役員および取締役兼専務執行役員、ならびに取締役社長および取締役会長は、基本報酬：賞与：株式報酬が、60:30:10の割合、取締役兼上席執行役員その他の業務執行取締役および委任契約による執行役員は、基本報酬：賞与：株式報酬が70:20:10の割合としております。社外取締役その他の業務を執行しない取締役は、基本報酬が100の割合となります。なお、当事業年度の「標準業績」は、連結営業利益20億円としております。



(I) 取締役等に報酬を与える時期または条件の決定に関する方針

基本報酬は、年額報酬を12で除した月例の固定報酬とし、金銭により支給いたします。基本報酬の金額は、役位（資格）、職務等に応じて定めるものとし、取締役等報酬制度に定める役位（資格）、職務等に変更が生じたときは、取締役等報酬制度に定める金額に従うものとしたします。各事業年度の業績に連動する賞与は、指標に関する各事業年度の目標値の達成度合いにより、役位（資格）、職務等に応じて定められた金銭の額を、毎年当該事業年度終了後の一定の時期に支給いたします。中長期的な業績に連動する株式報酬は、指標に関する各事業年度の目標値の達成度合いにより、役位（資格）、職務等に応じて定められた株式または株式に代わる金銭を、取締役の退任等株式を受給することができる権利を得たときから一定の時期に支給いたします。なお、株式報酬の目標値は、中期経営計画で掲げる数値としております。

(II) 取締役等の個人別の報酬の内容についての決定の方法

取締役等の個人別の報酬の内容は取締役等報酬制度に定められており、グループ業績に応じて、取締役等報酬制度に従って算出される報酬を支払うことで、透明で公正な報酬決定の手続きを担保しております。社外取締役その他の業務を執行しない取締役の報酬および取締役等報酬制度に定めのない特別の事由が生じたときの個人別の報酬は、取締役会決議によるものとし、特定の取締役への再一任は行いません。取締役等報酬制度の見直しが必要となった場合には、社外取締役および社外監査役のみで構成される経営諮問委員会への諮問を経て、取締役会決議により決定いたします。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	支給人員	基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等
取締役（うち社外取締役）	6名（2名）	98百万円（9百万円）	38百万円（－）	10百万円（－）
監査役（うち社外監査役）	3名（2名）	25百万円（8百万円）	－（－）	－（－）
合計（うち社外役員）	9名（4名）	123百万円（18百万円）	38百万円（－）	10百万円（－）

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2017年6月27日開催の第63回定時株主総会において、基本報酬および単年度業績に連動する「賞与」の合計額で年額300百万円以内（うち社外取締役18百万円以内）との内容で決議いただいております。なお、当該株主総会終結時点の取締役の員数は7名（うち社外取締役2名）であります。
2. 「賞与」は、すべて金銭報酬であり、連結営業利益とセグメント利益に連動して算定しているため、業績連動報酬等に含めております。なお、「賞与」の支給対象となるのは、取締役（社外取締役その他の業務を執行しない取締役を除く）であります。
3. 取締役の業績連動型株式報酬は、2017年6月27日開催の第63回定時株主総会において、上記1.の報酬限度額とは別枠にて、当初信託契約期間である4年間で145百万円（以降、期間を延長する場合は3年間で115百万円）を上限として金銭を信託に拠出し、在任中の取締役に付与されたポイント数（1事業年度あたり7万ポイントを上限とする）に応じ、退任時に当該信託を通じて株式の交付が行われるとの内容で決議いただいております。なお、当該株主総会終結時点の取締役の員数は5名（社外取締役を除く）であります。
4. 「株式報酬」は、連結売上高および親会社株主に帰属する当期純利益に連動して算定しておりますが、在任中に付与されたポイント数に応じて退任時に信託から株式の交付を受けるものであることから、非金銭報酬等に含めております。なお、「株式報酬」の支給対象となるのは取締役（社外取締役その他の業務を執行しない取締役を除く）であります。
5. 監査役報酬限度額は、2004年6月24日開催の第50回定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。なお、当該株主総会終結時点の監査役の員数は4名であります。
6. 業績連動報酬等および非金銭報酬等には、当事業年度において現実に支払った額ではなく、役員報酬制度に係る取締役等報酬制度により費用として計上した額をそれぞれ記載しております。また、当社は、当社と委任契約を締結している執行役員に対しても、役員報酬制度に係る取締役等報酬制度の枠組みの中で「賞与」および「株式報酬」を支給することとしておりますが、上表には含めないことといたします。なお、当事業年度において対象となる執行役員は高橋信夫氏でございます。
7. 2025年2月13日開催の取締役会において、監査等委員会設置会社への移行を条件として、第72期より取締役等報酬制度の変更を決定いたしました。

以上

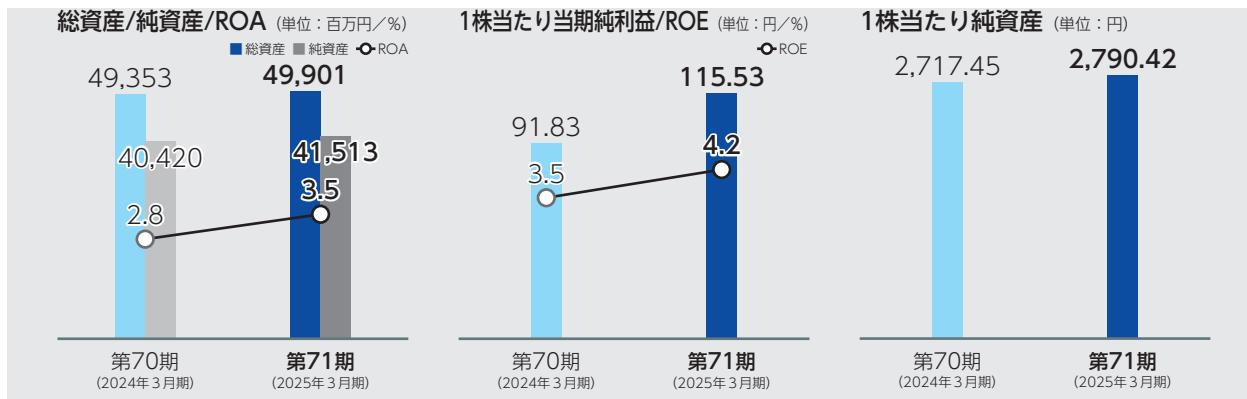
事業報告 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

1 前澤化成工業グループの現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

① 連結業績ハイライト

売上高	241億66百万円	(前期比)	1.0%増 ↑
営業利益	21億64百万円	(前期比)	22.1%増 ↑
経常利益	25億7百万円	(前期比)	21.0%増 ↑
親会社株主に帰属する 当期純利益	17億14百万円	(前期比)	25.9%増 ↑



事業報告

② 経済概況と業界動向

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善やインバウンド需要の高まりによって、緩やかながら回復基調で推移いたしました。一方、円安を主因とした物価上昇に伴い実質賃金のマイナスが継続している状況にくわえ、国内外の金融政策や為替変動、米国の通商政策の動向が及ぼす影響などについても注視する必要があります。国内経済の先行きは、依然として不透明な状況にあります。

当社グループが関連する上水道・下水道業界および住宅機器関連業界につきましては、政府による住宅取得支援策や低金利の継続が住宅購入層の需要を一定程度下支えしている状況にはありますが、住宅価格の高騰や日銀による金融政策転換に伴う政策金利のさらなる上昇懸念などから、住宅購入層の意欲の減退が顕著となっており、当社業績への影響が大きい戸建て住宅の新設住宅着工戸数は、引き続き減少して推移するなど、厳しい経営環境にあります。

③ 当社グループの取組み

当社グループは2024年5月14日に2024年度から2026年度までの3か年を対象とした中期経営計画「SHIFT 2026」を公表いたしました。当中期経営計画については、前中期経営計画「Look Forward 2023」からの継続課題を含め、当社の経営課題に向き合いつつ、今後確かな成長軌道を描いていくための「成長基盤の確立期」と位置付けており、その達成に向けた4つの基本方針「グループ収益力の強化/新たな企業価値の創出」「収益基盤の強化」「戦略的成長投資の実行と資本効率の向上」「サステナビリティ経営の推進」とこれらを実現するための重点戦略を掲げており、基本方針に基づいた重点戦略を着実に実行することで、持続的な成長と企業価値の向上を図ってまいります。

④ 当期の業績

当連結会計年度における業績につきましては、戸建て住宅の新設着工戸数が前年割れする厳しい状況のなか、価格改定の実施や「SHIFT 2026」で掲げた各施策の実行により、グループ収益力の強化に努めたことにくわえ、政策保有株式の売却に伴う特別利益の発生などから、前期を上回る結果となりました。

この結果、売上高は241億66百万円（前期比1.0%増）、営業利益21億64百万円（同22.1%増）、経常利益25億7百万円（同21.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益17億14百万円（同25.9%増）となりました。

事業報告

各セグメントの業績は、次のとおりであります。

管工機材

売上高 **217億56** 百万円 (前期比 **0.5** % ↑)
セグメント利益 **19億82** 百万円 (前期比 **13.8** % ↑)



管工機材セグメントにつきましては、重点販売製品として位置付けているビル設備分野、エクステリア分野、災害分野の各製品の拡販と主力製品群の売上確保に引き続き努めてまいりました。重点販売製品については、主要都市を中心とした大規模な総合展示場への出展などを通して、新たな需要の掘り起こしに注力したこともあり堅調に推移した他、主力製品群においても、原材料価格高騰による影響を軽減すべく実施した価格改定の効果や利益率の高い製品群の販売を戦略的に実行したことによって、業績は前期を上回る結果となりました。

水・環境エンジニアリング

売上高 **14億74** 百万円 (前期比 **18.0** % ↑)
セグメント利益 **1億64** 百万円 (前期比 **576.5** % ↑)



水・環境エンジニアリングセグメントにつきましては、お客様の「業務の効率化」と「環境保護」を目的とした多様な水処理システムの提案・施工を行うとともに、給排水衛生設備や農業用灌漑排水のポンププラントをはじめとした各種工事に至るまで、幅広い分野の施工を行ってまいりました。

民需・官需の工事案件とも、年間を通して安定した案件形成を行うことができたことにくわえ、同セグメント内での人材・技術交流を推進したことによって、技術者の確保と効率的な受注が実現したことなどから、業績は前期を上回る結果となりました。

事業報告

各種プラスチック成形



売上高	11億5百万円	(前期比 8.3% ↓)
セグメント利益	31百万円	(前期比 24.3% ↑)

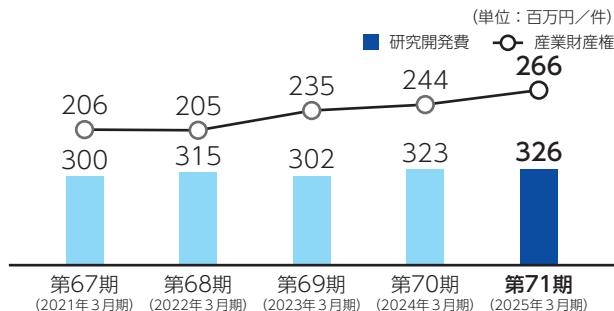
各種プラスチック成形セグメントにつきましては、収益性を重視した経営の推進を図るため、不採算案件からの撤退や省力化、自動化による固定費削減に努めてまいりました。また、これらの取り組みと並行して新たな収益源を創出するため、自社ブランド製品の販売・新規事業への挑戦を果敢に行ってまいりました。その結果、売上面では前期を下回ったものの利益面では改善いたしました。

事業報告

(2) 研究開発の状況

研究開発活動は、合成樹脂の成形性改善や基本物性の改良に関する研究と、製品作りに関連する新たな成形技術の確立など総合的観点からの新技術開発をテーマとして、継続的に取り組んでおります。上水道・下水道関連製品を軸にお客様の目線に立った製品の開発・改良を継続しつつ、既存事業・既存製品の拡充として災害分野製品、特に豪雨災害の防止・軽減する対策製品のさらなる開発にも取り組んでおります。

当連結会計年度につきましては、既存事業・既存製品の拡充としてビル設備分野製品では集合住宅における排水通気に対応可能な製品「ビニコア[®]」と共に使用される「伸頂通気管保護カバー」の開発、下水道関連製品ではマンホール内壁面に固定可能な省スペース対応製品「スリム内副管」の製品拡充を行いました。また、エクステリア分野製品では「MEL S[®]」製品として「ガーデンシンク」を開発し、災害分野製品では大雨・ゲリラ豪雨による被害に耐え得る製品の開発を行いました。さらに、産学官連携への取り組みとして水道スマートメーターの普及に向けた製品や下水道の改修を目的とした関連製品の拡充を行い、新規事業・新規市場の開拓としては生分解性樹脂やバイオマスの開発を行いました。以上により、当連結会計年度における研究開発費の総額は3億26百万円（前期比0.9%増）となりました。なお、2025年3月31日現在における国内外の産業財産権の総数は、266件（前期244件）であります。



暮らしのなかのMAEZAWA

直接目にふれることは少ないけれど、
あなたの生活をつなぎ・支え続けている前澤化成工業の製品群です。

上水道関連製品



水道用硬質塩化ビニル管・継手
耐食・耐久性に優れた水道用のパイプ、
そしてそれらを接続する継手です。



量水器ボックス
水道用計量メーター等を保護、
収納する埋設ボックスです。



水栓柱・水栓パン
デザイン性とコストパフォーマンスに
優れた家庭用の水栓地上ユニットです。

水処理関連システム



排水処理システム
産業排水処理施設などで省スペース施工・安定した
処理水排出・ランニングコスト低減を実現します。



下水道関連製品



排水用吸気弁
排水管内に空気を取り込む事で
管内の負圧を解消し、スムーズな
排水を実現するための器具です。



**樹脂製単管式排水システム
ピニコア**
マンション・ビルなどの通気と汚水・
雑排水を一本の排水管で処理する
システムです。樹脂製で優れた排水性・
遮音性・施工性を実現しています。



遮音パイプ・遮音継手
壁の中、床の下などを流れる
排水の音を低減するための
パイプ・継手です。



基礎貫通スリーブ
排水管や給水管などを後から
通すために、建物のコンクリート
基礎等にあらかじめスリーブ管を
設置するための部材です。



ピニ内副管
施工性・経済性に優れ、維持管
理も便利なコンパクトタイプの
内副管マンホール継手です。

暮らしのなかのMAEZAWA

災害対策関連製品



雨水貯留浸透ユニット
都市水害の軽減や水循環のための組み合わせ式ユニットです。



後付け逆流対策弁
ビニマスや既設コンクリートマスに取り付けて、豪雨時における下水本管からの排水やエアの逆流を軽減します。



圧力開放蓋
管内圧力を開放することで、排水器具における吹き出しを抑制するためのビニマス用の蓋です。

その他



プラント用樹脂製バルブ
化学プラントをはじめとする施設向けのバルブです。



グリーストラップ
飲食店などの業務用排水の油脂分と水を分離する装置です。



防災・災害対策関連

飲食店・コンビニなどの商業施設関連

工場などのプラント施設・樹脂製バルブ関連

下水道関連製品



ビニマス
宅内汚水配管の整備をバックアップする耐食・施工性に優れた排水マスです。



ビニホール
軽量・コンパクトで施工性・耐久性に優れた小型マンホールです。



ビニヘッダー
建物の床下でトイレや台所などの排水器具からの排水管を合流させ、1本の排水管で屋外の排水設備に接続するための、床下集合配管システムです。



雨水マス・雨水浸透マス
効率的な雨水排水整備に貢献する雨水用の排水マスです。

事業報告

(3) 対処すべき課題

① 経営環境の変動要因

当社グループを取り巻く経営環境は、様々な環境要因により影響を受けることとなります。これらの不確実な変化にも的確に対応することで、持続的な成長と企業価値の向上を実現してまいります。

(ア) 新設住宅着工戸数の動向について

当社グループが取り扱う製品群は、主に住宅の水回りに関連した上水道・下水道の整備に用いられることから、公共政策の影響を受けやすい新設住宅着工戸数の動向によって、当社グループの売上高および営業利益に影響を及ぼす可能性があります。

(イ) 原材料市況の動向について

原材料価格高騰などによる原価の上昇を販売価格へ十分に転嫁できない場合、当社グループの営業利益に影響を及ぼす可能性があります。

(ロ) 競合について

当社グループが取り扱っている製品の一部は規格の定められた汎用品であり、品質面での差別化が難しく、競合他社との販売価格競争が激しくなる傾向があります。販売価格に値下げ圧力が生じた場合は、当社グループの売上高および営業利益に影響を及ぼす可能性があります。

(ハ) 大規模災害による影響について

当社グループの生産拠点である工場で大規模災害が発生した場合は、製品の生産に支障が生じ、当社グループの売上高および営業利益に影響を及ぼす可能性があります。

(ニ) パンデミックの発生や地政学リスクの影響について

感染症等の感染拡大や海外情勢の悪化などにより、住宅工事の停滞や新設住宅着工戸数の減少等が生じた場合は、当社グループの売上高および営業利益に影響を及ぼす可能性があります。

(ホ) 人材の確保について

人口の減少に伴う労働力不足により、人材の確保が困難になった場合は、技術・知識の承継に必要な人材が確保できないなど、生産性の低下、採用コストの増加が生じる可能性があり、当社グループの営業利益に影響を及ぼす可能性があります。

事業報告

(6) サステナブルな社会の実現に向けた対応について

SDGs、脱炭素社会への意識の高まりに伴い、これらへの対応に遅れが生じた場合には、ビジネス機会や取引機会が減少することが想定されるほか、当社の社会的評価の低下に繋がる可能性があります。

(7) 法的規制について

当社グループで取り扱っている硬質塩化ビニル管、給排水用の継手および器具類は「水道法」「下水道法」、水処理システム等の工事については「建設業法」の規制を受けており、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づく住宅性能表示制度では、住宅の水回り関連の製品が性能評価の対象となっております。これらの関連法令が強化されることにより、新たな技術や生産設備の導入が必要となることがあり、一方、規制が緩和されるような場合は、市場への新規参入が容易になり競争が高まることが考えられますので、これら法的規制の動向により、当社グループの売上高および営業利益に影響を及ぼす可能性があります。

② 今後の見通し

当社の取り扱う製品は、主に住宅の水回りに関連した上水道・下水道の整備に用いられることから、売上は新設住宅着工戸数、特に「戸建て住宅」の着工戸数の影響を大きく受けます。来期の「戸建て住宅」の着工戸数については、政府による住宅取得支援策の継続が引き続き住宅購入層の購入意欲を一定程度は下支えするものと考えておりますが、住宅価格の高騰やさらなる金利上昇リスク、海外経済の減速などへの警戒感から、生活防衛意識の一層の高まりが予測される状況にあり、来期の住宅着工戸数については、引き続き低調に推移するものと思われれます。こうした経営環境等を踏まえ、当社グループは2024年度から2026年度までの3か年を対象とする中期経営計画「SHIFT 2026」を策定しておりますが、掲げている重点戦略の各施策の着実な実行を通して、グループ収益力の強化を図ってまいります。

来期の業績予想につきましては、上記内容を踏まえ、売上高250億円、営業利益22億円、経常利益25億30百万円、親会社株主に帰属する当期純利益17億30百万円を見込んでおります。

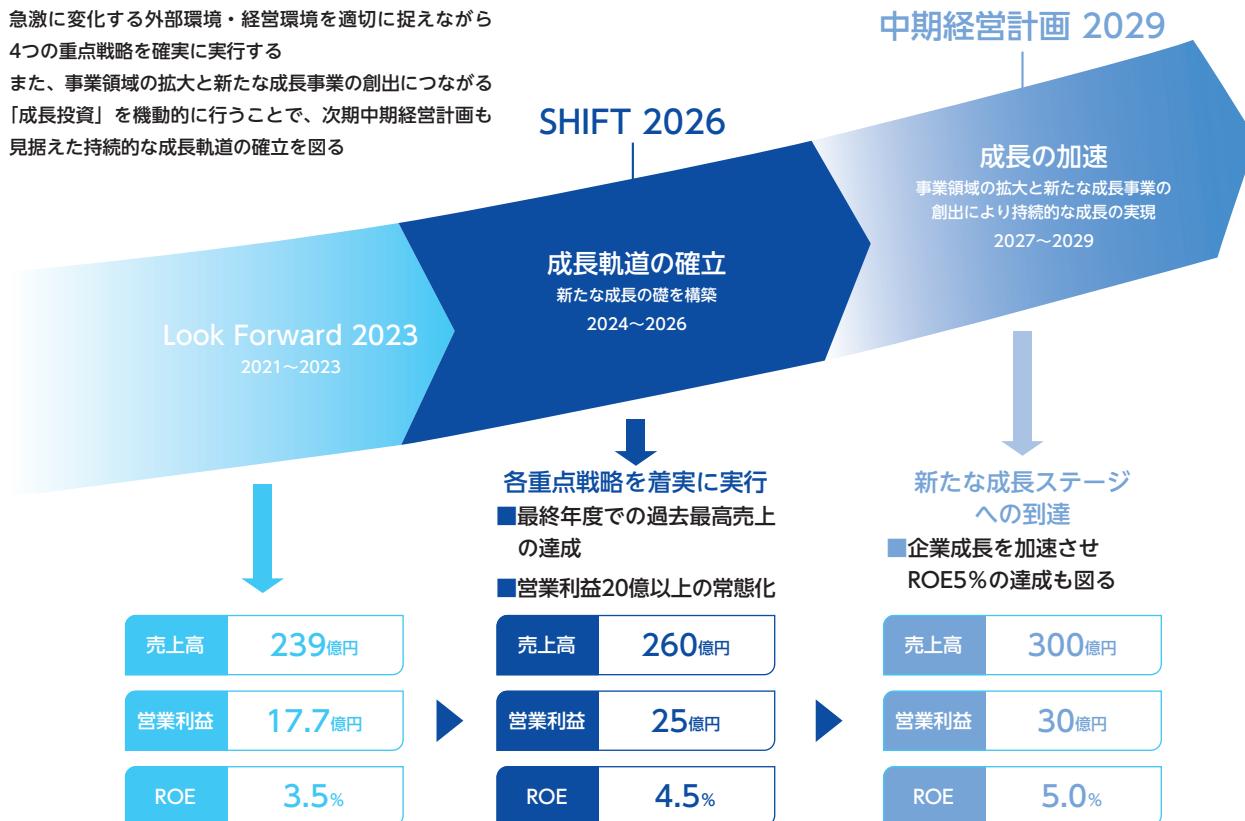
事業報告

〈ご参考〉 中期経営計画「SHIFT 2026」

■中期経営計画の位置付け

急激に変化する外部環境・経営環境を適切に捉えながら
4つの重点戦略を確実に実行する

また、事業領域の拡大と新たな成長事業の創出につながる
「成長投資」を機動的に行うことで、次期中期経営計画も
見据えた持続的な成長軌道の確立を図る

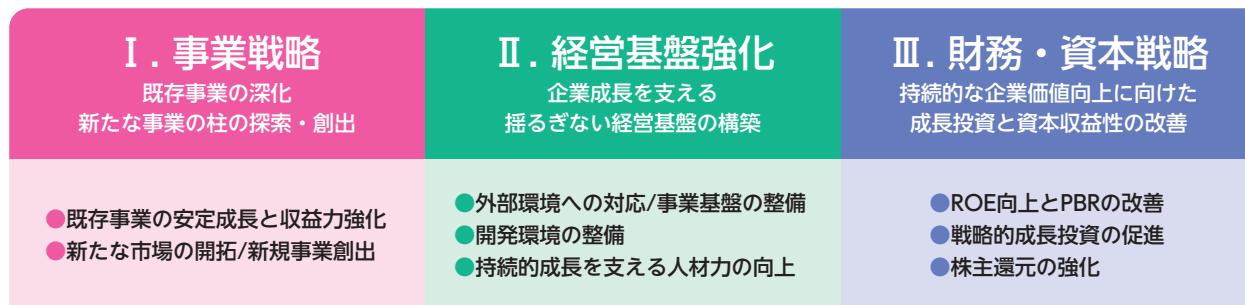


SHIFT 2026

基本方針



重点戦略



IV. サステナビリティ戦略

ESG経営の推進 E(環境)、S(社会)、G(ガバナンス)

「企業価値の向上」と「持続可能な社会の実現」の両立

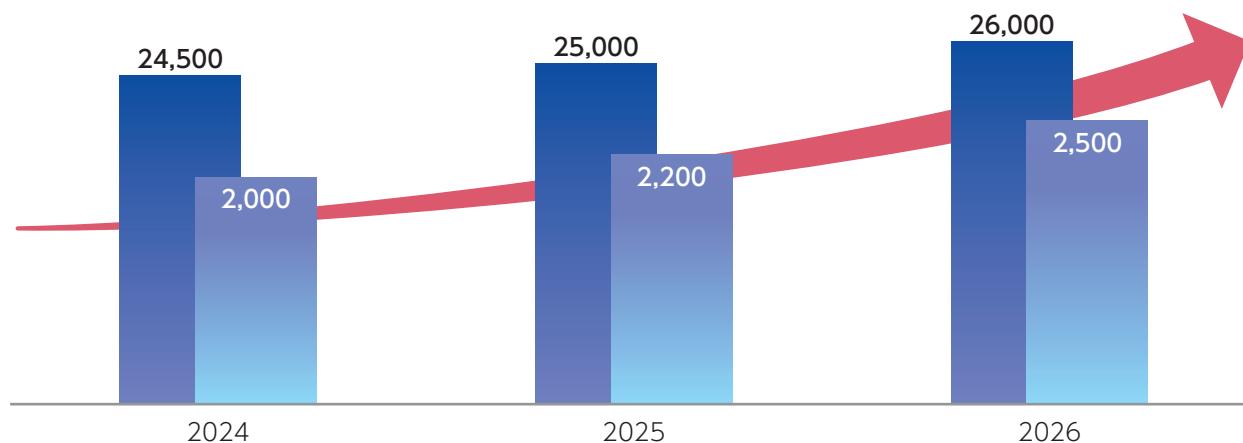
事業報告

SHIFT 2026における3か年目標

SHIFT 2026における 3か年目標	SHIFT 2026		
	2024年度	2025年度	2026年度
売上高	245億円	250億円	260億円
営業利益	20億円	22億円	25億円
経常利益	22.6億円	24.3億円	27.5億円
親会社株主に帰属する当期純利益	14.5億円	16億円	18億円
ROE	3.7%	4.0%	4.5%
一株当たり配当金	60円	65円	70円

(百万円)

■ 連結売上高 ■ 連結営業利益



TOPICS

SBTi認定（SBT短期目標）を取得しました



- ◆ SBTiとは、国連グローバル・コンパクト、CDP、WRI（世界資源研究所）、WWF（世界自然保護基金）により共同設立され、産業革命前からの気温上昇を1.5℃未満に抑えるための科学的根拠に基づいた目標（Well Below 2℃または1.5℃水準）の設定を企業に求める国際的なイニシアティブです。SBTiに基づく目標とは、パリ協定が求める水準と整合した温室効果ガス排出削減目標のことであり、今回認定を取得した短期目標は5年から10年先を見据えた目標値となります。

認定された温室効果ガス排出削減目標

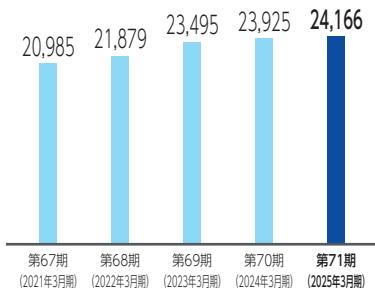
- ・ Scope1,2 : 2030年 3月期までに42%削減（基準年2022年比 総量削減）
- ・ Scope3 : 2030年 3月期までに25%削減（基準年2022年比 総量削減）

当社は気候変動への対応を重要な経営課題と認識しており、今後も認定された目標に基づき、継続的に温室効果ガスの削減活動に取り組めます。取組の状況につきましては、当社コーポレートサイトや、CDP質問書への回答などを通じて積極的に情報開示を行い、サプライチェーン全体の温室効果ガス排出量の削減や、社会全体のカーボンニュートラルに、引き続き貢献してまいります。

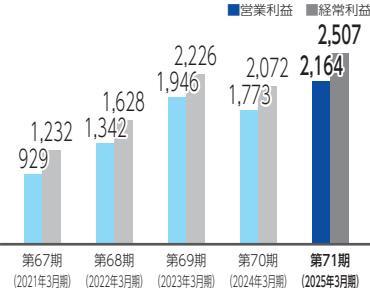
事業報告

(4) 財産および損益の状況の推移 (2025年3月31日現在)

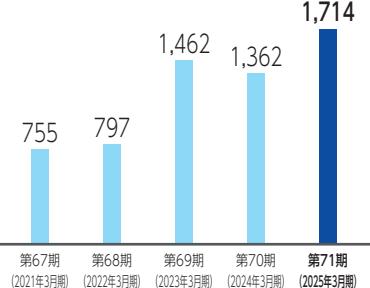
売上高 (単位: 百万円)



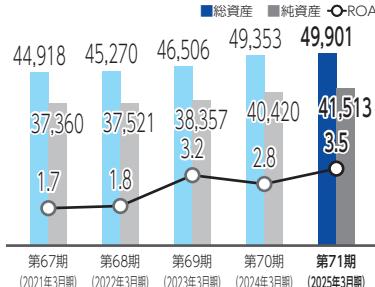
営業利益/経常利益 (単位: 百万円)



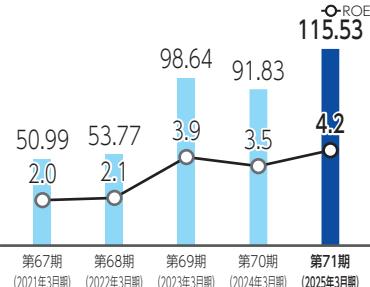
親会社株主に帰属する当期純利益 (単位: 百万円)



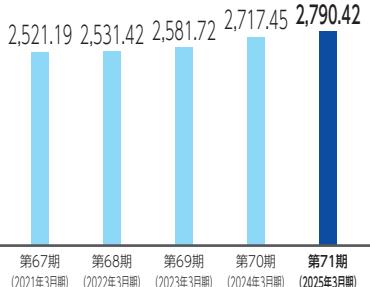
総資産/純資産/ROA (単位: 百万円/%)



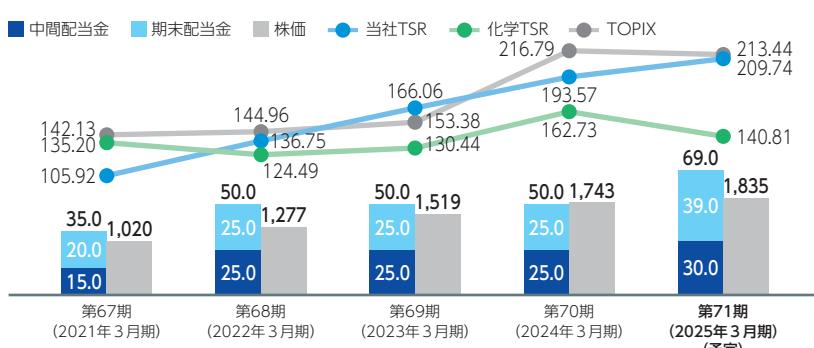
1株当たり当期純利益/ROE (単位: 円/%)



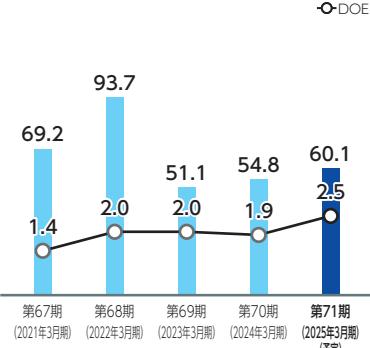
1株当たり純資産 (単位: 円)



配当金/株価/当社TSR/化学TSR/TOPIX (単位: 円/%)



株主還元率/DOEの推移 (単位: %)



(注) 第68期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、本事業報告では、第68期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

事業報告

(5) 主要な事業内容（2025年3月31日現在）

当社グループは、当社と連結子会社2社により構成されており、上水道・下水道関連製品の製造・販売、水処理関連施設の設計・施工・維持管理および各種プラスチック製品の製造・販売などを行っております。

主要な事業内容は、次のとおりであります。なお、セグメントと同一の区分であります。

① 管工機材

主に当社が製造および販売を行っております。

(ア) 上水道関連

水道用硬質塩化ビニル管・継手、量水器ボックス、水道用樹脂製バルブ

(イ) 下水道関連

下水道用硬質塩化ビニル管・継手、排水ヘッダー、塩ビ製インバートマス、塩ビ製小型マンホール、基礎貫通スリーブ、単管式排水システム

(ウ) その他

グリーストラップ、プラント用樹脂製バルブ、エクステリア関連製品

② 水・環境エンジニアリング

主に当社および連結子会社である常陽水道工業株式会社が、設計、施工および維持管理を行っております。

(ア) 水処理関連

大型合併処理浄化槽、産業排水処理施設

(イ) 公共事業関連

給排水衛生設備、ポンププラント、冷暖房設備

③ 各種プラスチック成形

主に連結子会社である株式会社新潟成型が、受注生産および販売を行っております。

(ア) 各種プラスチック製品

住宅設備製品部材、各種プラスチック製品部材

(イ) 建築関連

建築関連部材

事業報告

(6) 主要な営業所および工場（2025年3月31日現在）

① 当社

- ① 本社（東京都中央区）
- ② 北日本支店（仙台市）
 - 北海道営業所（札幌市）
 - 盛岡営業所（盛岡市）
 - 仙台営業所（仙台市）
- ③ 北関東支店（さいたま市）
 - 埼玉営業所（さいたま市）
 - 北関東営業所（前橋市）
 - 新潟営業所（新潟市）
- ④ 東京支店（東京都江東区）
 - 東京営業所（東京都江東区）
 - 千葉営業所（千葉市）
 - 南関東営業所（町田市）
 - 静岡営業所（静岡市）
- ⑤ 中部支店（名古屋市）
 - 名古屋営業所（名古屋市）
 - 北陸営業所（金沢市）
- ⑥ 関西支店（大阪市）
 - 大阪営業所（大阪市）
 - 神戸営業所（神戸市）
- ⑦ 中国支店（広島市）
 - 広島営業所（広島市）
 - 岡山営業所（岡山市）
 - 四国営業所（高松市）
- ⑧ 九州支店（福岡市）
 - 福岡営業所（福岡市）
- ⑨ 熊谷工場
 - 第一工場（熊谷市）
 - 第二工場（熊谷市）

② 子会社 株式会社新潟成型

- ⑩ 本社（新潟県燕市）
 - 新潟営業所（新潟県燕市）
 - 新潟工場（新潟県燕市）

③ 子会社 常陽水道工業株式会社

- ⑪ 本社（茨城県土浦市）
 - 学園営業所（茨城県つくば市）

事業報告

<ご参考：主要拠点>

- ① 本 社
- ② 北日本支店
- ③ 北関東支店
- ④ 東京支店
- ⑤ 中部支店
- ⑥ 関西支店
- ⑦ 中国支店
- ⑧ 九州支店
- ⑨ 熊谷工場
- ⑩ 株式会社新潟成型
- ⑪ 常陽水道工業株式会社
- 各営業所



本社



第一工場



第二工場

事業報告

(7) 従業員の状況 (2025年3月31日現在)

① 当社グループ

区分	従業員数	前連結会計年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	452名	△8名	44.81歳	19.61年
女性	106名	△1名	40.71歳	15.87年
合計または平均	558名	△9名	44.03歳	18.90年

② 当社

区分	従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	406名	△5名	44.65歳	19.80年
女性	89名	△2名	39.47歳	14.86年
合計または平均	495名	△7名	43.71歳	18.91年

③ セグメント別

セグメントの名称	当社グループ	当社
管工機材	482名	482名
水・環境エンジニアリング	27名	13名
各種プラスチック成型	49名	－名
合計	558名	495名

- (注) 1. 上記当社グループ従業員の状況には、準社員・パートタイマー (15名) および嘱託社員 (34名) は含まれておりません。
2. 上記当社従業員の状況には、準社員・パートタイマー (12名) および嘱託社員 (26名) は含まれておりません。

(8) 主要な借入先 (2025年3月31日現在)

① 当社

該当する事項はありません。

② 子会社 株式会社新潟成型

借入先	借入額
株式会社りそな銀行	160百万円
株式会社第四北越銀行	170百万円

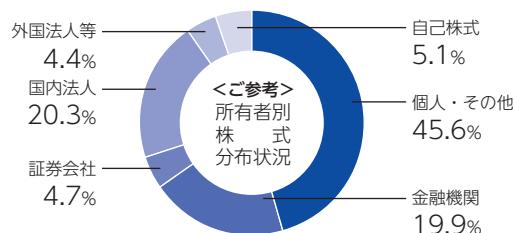
③ 子会社 常陽水道工業株式会社

該当する事項はありません。

事業報告

2 株式に関する事項 (2025年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数……………36,000,000株
- (2) 発行済株式の総数……………15,732,000株
(うち自己株式796,144株)
- (3) 株主数……………14,970名
- (4) 大株主



株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,439	9.6
前澤工業株式会社	879	5.9
前澤給装工業株式会社	842	5.6
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	804	5.4
SMBC日興証券株式会社	523	3.5
前澤化成工業従業員持株会	370	2.5
公益財団法人前澤育英財団	360	2.4
株式会社りそな銀行	291	1.9
三井物産株式会社	216	1.4
株式会社カネカ	213	1.4

(注) 自己株式796千株は上記大株主に含めておらず、持株比率は、自己株式数を控除して計算しております。

(5) 当事業年度に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

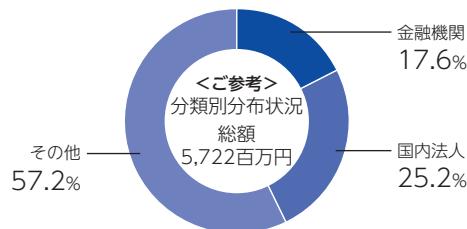
区分	株式数	交付対象者数
取締役 (社外取締役を除く)	－株	－名

(注) 当社の株式報酬の内容については招集ご通知「会社役員に関する事項 (2) 取締役および監査役の報酬等の額」に記載のとおりであります。なお、社外取締役および監査役は、株式報酬の対象外であります。

政策保有株式

① 政策保有株式の保有方針

当社は、個別の保有銘柄について、事業年度ごとに株主資本コストおよび中期経営計画の目標ROEを基準としてその保有に伴う便益やリスクを精査しております。効果が乏しいと判断された銘柄については、売却することによる経済損失や、発行会社との保有目的および期待する便益に関する対話の結果を考慮して、保有の適否について検証しております。



② 議決権行使基準

政策保有株式の議決権行使については、保有目的に関係する部署以外の独立した部署が独自に議決権の行使を行う体制とし、以下の基準により、必要に応じて議案の内容等について発行会社と対話を行い、議決権を行使しております。

- (7) 議決権行使に係る株主総会の対象となる事業年度のROEが、会社の株主資本コストまたは中期経営計画の目標ROEを上回る場合
… 会社提案議案に原則として賛成票を投じます。
- (イ) ROEが3期連続で0%未満となった場合
… 3年以上在任している取締役の選任議案に反対票を投じる可能性があります。
- (ウ) 議案が会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上につながらないと判断した場合
… 反対票を投じる可能性があります。

③ 政策保有目的

株価値上がりによる利益確保を主たる目的として保有している株式ではないため、政策保有株式として区分しております。

- (7) 金融機関・国内法人（下記(イ)を除く。）… 21銘柄

当社グループとの事業上の関係性のほか、経営計画と比較して保有に伴う便益やリスクを精査した結果、売却すべきとの判断に至った銘柄は売却・縮減を行い、その他の銘柄については保有を継続しております。

- (イ) その他… 2銘柄

創業者を同一とする歴史的背景により、創業間もない頃から保有している株式であり、保有に伴う便益やリスクにかかわらず原則として保有を継続してまいります。

事業報告

3 会社の新株予約権等に関する事項 (2025年3月31日現在)

該当する事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 執行役員の状況（2025年3月31日現在）

区分	氏名	役職等
常務執行役員	茂木 達宏	製造本部長兼株式会社新潟成型取締役経営担当
上席執行役員	田中 理	営業本部長兼水環境部長兼常陽水道工業株式会社取締役
	齋藤 巖	管理本部長兼経理部長兼株式会社新潟成型監査役 兼常陽水道工業株式会社監査役
	高橋 信夫	研究開発本部長兼研究部長
執行役員	鷲津 康文	株式会社新潟成型代表取締役社長
	栗原 伸記	常陽水道工業株式会社代表取締役社長
	麿 隆之	営業本部東京支店長兼特販営業部長
	山口 一征	品質保証部長
	原田 憲二	営業本部営業企画部長
	田村 敏浩	営業本部関西支店長

(注) 当社は、取締役以外の者との間で、取締役等報酬制度の対象となる委任契約による執行役員を置くことができ、高橋信夫氏との間で当該委任契約を締結しております。

2025年6月25日付の当社グループの経営体制（予定）

地位	氏名	担当等	執行役員の区分・役職等
代表取締役	田中 理	取締役会議長 経営会議議長	社長執行役員
取締役	久保 淳一	会 長	
取締役	齋藤 巖		上席執行役員管理本部長 兼株式会社新潟成型監査役 兼常陽水道工業株式会社監査役
社外取締役 (独立役員)	近藤 純一	経営諮問委員会議長	
取締役	伊東 正博	常勤監査等委員 監査等委員会議長	
社外取締役 (独立役員)	加藤 真美	監査等委員 経営諮問委員会委員	
社外取締役 (独立役員)	篠崎 正巳	監査等委員 経営諮問委員会委員	
社外取締役 (独立役員)	加藤 達也	監査等委員 経営諮問委員会委員	
	高橋 信夫		上席執行役員製造本部長 兼株式会社新潟成型取締役
	磨 隆之		上席執行役員営業本部長兼水環境部長 兼常陽水道工業株式会社取締役
	田村 敏浩		執行役員研究開発本部長兼研究部長
	鷲津 康文		社長付執行役員 兼株式会社新潟成型代表取締役社長
	栗原 伸記		社長付執行役員 兼常陽水道工業株式会社代表取締役社長
	山口 一征		執行役員品質保証部長
	原田 憲二		執行役員営業本部東京支店長兼特販営業部長

2025年6月25日付の執行役員の紹介（予定）

取締役を兼務しない執行役員は以下のとおりとなります。



たか はし のぶ お
高橋 信夫

生年月日 1964年8月11日 満60歳

▶**担当している役職等**
上席執行役員製造本部長
兼株式会社新潟成型取締役



くり はら のぶ き
栗原 伸記

生年月日 1965年10月5日 満59歳

▶**担当している役職等**
社長付執行役員
兼常陽水道工業株式会社代表取締役社長



まろ たか ゆき
麿 隆之

生年月日 1965年7月13日 満59歳

▶**担当している役職等**
上席執行役員営業本部長兼水環境部長
兼常陽水道工業株式会社取締役



やま ぐち かず ゆき
山口 一征

生年月日 1967年3月24日 満58歳

▶**担当している役職等**
執行役員品質保証部長



た むら とし ひろ
田村 敏浩

生年月日 1967年3月29日 満58歳

▶**担当している役職等**
執行役員研究開発本部長兼研究部長



はら だ けん じ
原田 憲二

生年月日 1967年10月13日 満57歳

▶**担当している役職等**
執行役員営業本部東京支店長
兼特販営業部長



わし づ やす ふみ
鷺津 康文

生年月日 1968年11月11日 満56歳

▶**担当している役職等**
社長付執行役員
兼株式会社新潟成型代表取締役社長

事業報告

(2) 責任限定契約に関する事項

当社は、会社法第427条第1項ならびに定款第32条および第42条の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しており、社外取締役および社外監査役との間でそれぞれ責任限定契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 補償契約の内容の概要等

該当する事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約の内容の概要は次のとおりであり、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

① 当該保険契約の被保険者の範囲

当社の取締役、監査役および執行役員、ならびに子会社の取締役、監査役および執行役員

② 当該保険契約の内容の概要

被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年ごとに更新しております。

③ 当該保険契約により役員等（当社の役員等に限る。）の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置

被保険者が、私的な利益または便宜の供与を違法に得たことに起因するもの、刑を課せられるべき違法な行為に起因するもの、その他法令に違反することを認識（未必的認識を含みます。）しながら行った行為に起因するもの、当社の有価証券の売買もしくは募集もしくはこれらにかかる勧誘または有価証券の登録に関する法令もしくは証券取引所の規則に違反したとの申立てに基づいてなされた損害賠償請求（金融商品取引法第2章「企業内容等の開示」が定める企業内容等の開示書類、会社法が定める計算書類および事業報告ならびにこれらの附属明細書、会社法が定める連結計算書類、その他の日本で定める法令または証券取引所の規則において適時かつ適切な開示を行うことが定められているこれらに準ずる書面について、事実と異なる記載または記載欠如に起因するものを含みます。）は、いずれも当該保険契約の免責事項としております。

事業報告

(5) 社外役員に関する事項

当事業年度中における主な活動

区分	氏名	取締役会 出席状況	監査役会 出席状況	経営諮問委員会 出席状況	当事業年度における主な活動状況 (期待される役割に関して行った職務の概要)
社外取締役 (独立役員)	加藤 真美	18/18回 (100%)	—	10/10回 (100%)	主に弁護士として有用な専門的見地からの発言を行っており、経営会議など取締役会以外の業務執行会議にも参加し、多様性の観点から当社の公正かつ合理的な経営判断へ貢献するとともに、経営諮問委員会の委員として、客観的・中立的な立場で役員、執行役員の選任プロセスを監督するなど、透明性・公正性の確保に貢献しております。
社外取締役 (独立役員)	近藤 純一	16/18回 (89%)	—	10/10回 (100%)	主に金融機関出身者として有用な専門的見地からの発言を行っており、経営会議など取締役会以外の業務執行会議にも参加し、当社の公正かつ合理的な経営判断へ貢献するとともに、経営諮問委員会の議長として、客観的・中立的な立場で役員、執行役員の選任プロセスを監督するなど、透明性・公正性の確保に貢献しております。
社外監査役 (独立役員)	篠崎 正巳	17/18回 (94%)	16/17回 (94%)	10/10回 (100%)	主に弁護士・税理士として有用な専門的見地からの発言を行っており、透明で公正な経営の意思決定に貢献するとともに、経営諮問委員会の委員として、客観的・中立的な立場で役員、執行役員の選任プロセスを監督するなど、透明性・公正性の確保に貢献しております。
社外監査役 (独立役員)	加藤 達也	18/18回 (100%)	17/17回 (100%)	10/10回 (100%)	主に公認会計士として有用な専門的見地からの発言を行っており、透明で公正な経営の意思決定に貢献するとともに、経営諮問委員会の委員として、客観的・中立的な立場で役員、執行役員の選任プロセスを監督するなど、透明性・公正性の確保に貢献しております。

5 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

E Y 新日本有限責任監査法人（継続監査期間：35年間）

（注）「継続監査期間」は、本定時株主総会終結時点における期間を記載しております。また、期間中に会計監査人の変更がございましたが、実質的に同一の会計監査人が監査業務を継続して執行していると考えられるため、変更前の会計監査人による監査期間を通算して記載しております。

(2) 会計監査人の報酬等の額

- | | |
|--|-------|
| ① 当事業年度に係る報酬等の額 | 43百万円 |
| ② 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 43百万円 |

（注）当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、当事業年度に係る報酬等の額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めております。

③ 監査役会が会計監査人の報酬等の額について同意した理由

監査役会は、公益社団法人日本監査役協会「会計監査人との連携に関する実務指針」により、取締役、社内関係部署および会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けたうえで、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況、報酬見積りの算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、以下の内容を会計監査人の解任または不再任の決定の方針としております。

① 解任

- （7）監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められるなど、計算書類などの監査に重大な支障が生じる事態となることが予想される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任に関する議案の内容を決定いたします。
- （8）監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められ、速やかに解任する必要があると判断した場合には、監査役全員の同意により、会計監査人を解任する。この場合、解任後最初に招集される株主総会において、監査役会の選定した監査役が、会計監査人を解任した旨および解任の理由を報告いたします。

② 不再任

監査役会は、会計監査人の監査の方法および結果、会計監査人の職務の遂行が適正に実施されることを確保するための体制などに関し、一般に妥当と認められる基準は確保していると認められるものの、当社の会計監査人としてより高い監査受嘱能力などを有する会計監査人に変更することが合理的であると判断した場合、株主総会に提出する会計監査人の不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6 会社の体制および方針

(1) コーポレートガバナンス

当社は、2015年11月11日開催の取締役会においてコーポレートガバナンス基本方針を決議いたしました。その後も、環境変化を反映した見直しを適宜行っており、現在の内容は2022年6月21日開催の取締役会において決議したものであります。

コーポレートガバナンス基本方針は、コーポレートサイト (<https://www.maezawa-k.co.jp/>)にて開示しております。

① コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

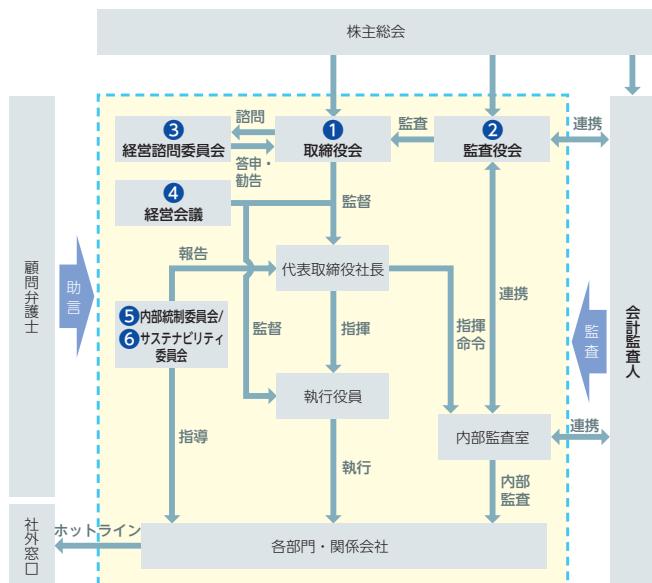
当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のため、業務執行の迅速で果敢な意思決定を可能とする体制（攻めのガバナンス）と透明で公正な意思決定を担保する体制（守りのガバナンス）をバランスよく構築してまいります。

また、コーポレートガバナンス・コードを適切に運用することが、当社の望ましいコーポレートガバナンス体制の構築に資するとの基本方針に立ち、ステークホルダーとの対話などにより経済的、社会的支持を得ながら、より良いコーポレートガバナンス体制をたえず追求してまいります。

② コーポレートガバナンス体制

当社は、監査役会設置会社であり、取締役会を構成する取締役および監査役により経営、監督および監査を行っております。取締役会の経営監督機能の発揮を促し、業務執行を効率的に行うことを可能とするため執行役員制度を導入しており、これらの体制を推進するため経営諮問委員会および経営会議を設置しております。当社のコーポレートガバナンス体系図は次頁のとおりであります。

事業報告



① 取締役会

原則として毎月1回定時に開催され、法令、定款または取締役会規則に定められた重要事項を決定するとともに、職務の執行状況について報告を受け、経営状況の監督を行うなど、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ることについて責任を負っております。

② 監査役会

原則として毎月1回定時に開催され、高い専門性を有する弁護士、公認会計士および企業経営の知見を有する実務家により構成されており、独立の機関として当社の健全で持続的な成長を担保しております。

③ 経営諮問委員会

社外取締役を議長として社外取締役および社外監査役のみで構成される委員会で、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方に関する事項、代表取締役の選解任、役員および執行役員の選解任および報酬に関する方針・手続きに関する事項、取締役会実効性評価のための役員の自己評価に関する事項など、特に重要と思われる事項について取締役会などから諮問を受け、その内容を客観的に評価して答申または勧告を行っております。少なくとも、12月・1月・3月・5月の年4回開催され、当社の透明で公正な体制を担保しております。

<ご参考> 経営諮問委員会の活動

経営諮問委員会の活動のうち、定例開催しているものは以下のとおりであります。

- ① 12月 執行役員の選任について、透明で公正な手続きを担保する観点から、取締役会に対して答申または勧告する。
- ② 1月 役員の選任について、透明で公正な手続きを担保する観点から、取締役会に対して答申または勧告する。
- ③ 3月 取締役会の実効性評価のため、役員に対する自己評価のアンケートの内容を決定する。
- ④ 5月 取締役会の実効性評価について、アンケートの結果を踏まえて、取締役会に対して答申または勧告する。

事業報告

④ 経営会議

すべての業務執行取締役と執行役員で構成される会議で、法令、定款または取締役会規則において取締役会の決議事項と定められた重要事項以外の業務執行に関する重要事項について決定するとともに、執行役員の職務の執行状況を監督しております。毎月1回定時に開催され、中期経営計画の実現に向けた効率的な業務執行を可能にしております。

⑤ 内部統制委員会

部長級以上の役職員を中心に構成される委員会で、役職員の職務が法令・定款に適合するための体制を確保することで、会社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備・運用を行っております。少なくとも四半期ごとに開催され、当社のガバナンス体制を担保しております。

⑥ サステナビリティ委員会

社長および各本部長を中心に構成される委員会で、気候変動関連リスク、人的資本に関する事項など、サステナビリティ課題の評価と対策を監督しております。四半期ごとに開催され、活動方針の策定や各種取組みの目標設定、KPIの進捗状況を確認し、年1回以上取締役会に報告しております。

事業報告

(2) 業務の適正を確保するための体制

当社は、2006年5月10日開催の取締役会において、効率的で適法な企業体制（マネジメントシステム）を作ることを目的として、以下を内容とする内部統制システムの基本方針について決議いたしました。その後も、環境変化を反映した見直しを適宜行っており、現在の内容は2025年4月30日開催の取締役会において決議したものであります。

① 当社グループの取締役・使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- (ア) 当社グループは、行動規範およびコンプライアンス規程を定め、グループコンプライアンス・ハンドブックを作成・唱和し、法令遵守および社会倫理の遵守を周知徹底する。
- (イ) 当社グループは、コンプライアンス体制の整備および問題点の把握に努める。
- (ウ) 当社は、内部通報に関するホットライン運用規程を定め、当社グループの役職員および取引先が利用可能な会社から独立した社外通報窓口を設置する。
- (エ) 当社グループは、業務の適正を確保するための体制の整備および運用を行うことなどを目的として、次の活動を定期的に行う内部統制委員会を設置する。
 - i 役職員に対する法令遵守意識の普及、指導および教育
 - ii 役職員に対するホットラインの存在および利用方法の周知
 - iii 法令違反行為などの通報状況に係る報告の受領
 - iv 法令違反行為などの通報に関する調査、措置等および処分に係る報告の受領
- (オ) 当社グループの役職員がコンプライアンス上の問題を発見した場合は、速やかに内部統制委員会に報告する体制を構築する。
- (カ) 業務活動の適正性を監査する目的で、社長直轄の内部監査部門を設置し、当社グループに対する監査を行う。
- (キ) 子会社の管轄部門、子会社管理に関する責任と権限、管理の方法などを社内規程などにより定める。
- (ク) 子会社経営の推進を図り、適正な業務遂行を確認するため、子会社の取締役のうち1名以上は当社の取締役または執行役員が兼務する。当該取締役が常勤でない場合は、当社の執行役員または使用人が子会社の常勤の取締役として出向する。
- (ケ) 監査役は、子会社の監査役と定期的な会合を持ち、連携を図るものとする。
- (コ) 財務報告を統括する部門は、子会社の財務情報の適正性を確保するための指導・教育を推進する。

事業報告

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (7) 職務の執行に係る文書その他の情報（以下「職務執行情報」という。）を、適切に保存および管理し、必要に応じてその体制の検証などを行う。
- (1) 取締役および監査役は、文書化または電磁的媒体化した職務執行情報を常時閲覧できる。

③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (7) 当社グループのリスク管理規程により、リスク分類ごとに責任部署を定め、内部統制委員会がグループ全体のリスクを網羅的、総括的に管理する。新たに発生が想定されるリスクについては、内部統制委員会で審議し速やかに対処する。
- (1) 当社グループの役職員は、リスクに関する情報を入手したときは、情報の内容およびリスクの根拠を正確かつ迅速に、内部統制委員会に報告する。
- (7) 当社の内部統制委員会は、責任部署のリスク管理への取組みについて、指導・教育し、リスク管理に関し問題があると認めた場合は、責任部署に対し、改善策の策定を指示するとともに、策定された改善策を審議し、適切な管理方法を決定し、取締役会に報告する。
- (1) 当社は、不測の事態や危機の発生時に事業の継続を図るため、経営危機対応規程を定めているほか、コンティンジェンシー・プランである「事業継続計画（BCP）」を策定し、当社の役職員に周知する。
- (7) 当社は、情報セキュリティ方針群を定め、当社が保有または使用する情報資産に係るリスクから、適切に保護する。

④ 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (7) 当社は、三事業年度を期間とするグループ中期経営計画を策定し、当該中期経営計画を具体化するため、事業年度ごとのグループ全体の重点経営目標を定める。
- (1) 当社グループの定性的、定量的目標を、年間計画として設定し、これに基づく業績管理を行い、業務効率の最大化にあたっては、客観的で合理性のある経営管理指標などを用い、統一的な進捗管理・評価を行う。
- (7) 当社は、当社グループにおける職務分掌、指揮命令系統、権限および意思決定その他の組織に関する規程などを定め、子会社には、これに準拠した体制を構築させる。

⑤ 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制

- (7) 当社が定める関係会社管理規程に基づき、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、当社への定期的な報告を受ける。
- (1) 子会社に重要な事象が発生した場合は、子会社取締役が、当社の取締役会に報告する。

事業報告

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項および監査役の当該使用人に対する指示の実効性に関する事項
- (7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、当社は、監査役の職務を補助する監査役スタッフなど、監査役の職務を補助すべき使用人を置く。
 - (1) 監査役の職務を補助すべき使用人の人事異動、評価、懲戒処分などについては、監査役会の同意を必要とする。
 - (9) 監査役の職務を補助すべき使用人は、当社の業務執行に係る役職を兼務せず、監査役の指揮命令に従わなければならない。
- ⑦ 当社の取締役および使用人が監査役に報告をするための体制および当社子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制
- (7) 当社グループの役職員は、当社の監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
 - (1) 当社グループの役職員は、法令違反行為など、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、当社監査役に対して報告を行う。
 - (9) 当社の監査役が出席する内部統制委員会において、当社グループにおけるコンプライアンス、リスク管理および内部通報状況などの現状を報告する。
- ⑧ ⑦の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- (7) 当社グループは、当社の監査役へ報告を行った当社グループの役職員に対し、報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底する。
 - (1) 当社グループのホットライン運用規程において、当該通報をしたことを理由とする解雇その他の不利益取扱いを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底する。
- ⑨ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- (7) 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払いなどの請求をしたときは、総務部において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要なと証明できた場合を除き、当該費用または債務を処理することを拒むことができない。

事業報告

- (イ) 監査役会が、独自の外部専門家（弁護士・公認会計士など）を監査役のために設置することを求めたときは、当社は、当該監査役の職務の執行に必要でないと証明できた場合を除き、その費用を負担することを拒むことができない。
- (ウ) 当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用などの支払いに充てるため、毎年一定額の予算を設ける。

⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (ア) 取締役は、監査役が社内で行われる重要な会議への出席が可能となるよう配慮し、議事録を提出するなど、監査役の職務執行に必要な協力を行う。
- (イ) 取締役および監査役は、定期・不定期を問わず、当社グループが対処すべき課題、コンプライアンスおよびリスク管理への取り組み状況その他の経営上の課題、監査上の重要課題、監査環境の整備などについての情報交換を行い、取締役・監査役間の意思疎通を図る。
- (ウ) 監査役、会計監査人および内部監査室の三者は、相互に情報交換や意見交換を行って連携を密にし、監査の実効性と効率性を高める。

⑪ 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け「財務報告に係る内部統制の構築及び評価に関する基本方針」に従い、内部統制システムの整備および運営を行うとともに、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行う。

⑫ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針（2007年6月19日付犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）」などにより、当社グループは、コンプライアンス規程において反社会的勢力との関係遮断を定めており、不当要求防止責任者を選定し、顧問弁護士および所轄警察などと連携して情報の共有化を図る。また、反社会的勢力排除に関する覚書の締結を進めるなど、反社会的勢力の排除に努める。

事業報告

(3) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、次のとおりであります。

当社は、行動規範およびコンプライアンス規程を定め、グループコンプライアンス・ハンドブックを作成・唱和し、コンプライアンス勉強会を各拠点で開催するなどして、法令遵守および社会倫理の遵守を周知徹底しているほか、ホットライン運用規程を定め、内部通報制度の効果的な運用に取り組み、また、情報セキュリティへの脅威についての啓蒙や対策訓練を継続し、リスク管理機能の向上を図っております。当事業年度におきましては、内部統制委員会を年5回開催し、コンプライアンス、内部統制およびリスク管理に関する問題への意識向上、周知、把握、検討を行っております。

取締役会は、各議案についての審議、業務執行の状況などに関する監督の充実を図るため、議案と関連資料の事前配布を徹底し、月1回以上開催いたしました。中期経営計画を具体化するため、事業年度ごとにグループ全体の重点経営目標を定めるなどして、適正かつ効率的な職務執行を図っております。

監査役、会計監査人および内部監査室の三者は、監査の実効性と効率性を高めるため、定期（年4回）その他必要に応じて情報交換および意見交換を実施しております。

また、不測の事態や危機の発生に対応するため経営危機対応規程を定めているほか、コンティンジェンシー・プランである「事業継続計画（BCP）」を策定し、当事業年度においても大規模地震を想定した訓練を行っております。

子会社の経営管理については、関係会社管理規程に基づき、営業成績、財務状況その他の重要な情報について報告を受けているほか、子会社取締役を兼務する当社取締役による監督および報告が行われております。

(4) 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、企業価値を向上させることが、結果として買収への対抗措置にもつながるという基本的な考え方のもと、中長期的な企業価値の向上に注力しており、買収への対抗措置を導入しない体制としております。

以 上

~~~~~  
(注) 本事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨て、比率については表示単位未満の端数を四捨五入して、それぞれ表示しております。

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表

(単位 百万円)

| 科目              | 〈ご参考〉                    |                          |
|-----------------|--------------------------|--------------------------|
|                 | 当連結会計年度末<br>(2025年3月31日) | 前連結会計年度末<br>(2024年3月31日) |
| <b>資産の部</b>     |                          |                          |
| <b>流動資産</b>     | <b>28,409</b>            | <b>29,531</b>            |
| 現金及び預金          | 12,905                   | 13,241                   |
| 受取手形、売掛金及び契約資産  | 4,868                    | 4,981                    |
| 電子記録債権          | 4,691                    | 4,574                    |
| 有価証券            | 1,300                    | 2,210                    |
| 商品及び製品          | 2,334                    | 2,327                    |
| 仕掛品             | 784                      | 761                      |
| 原材料及び貯蔵品        | 887                      | 878                      |
| その他             | 635                      | 556                      |
| 貸倒引当金           | △0                       | △1                       |
| <b>固定資産</b>     | <b>21,492</b>            | <b>19,821</b>            |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>10,628</b>            | <b>10,630</b>            |
| 建物及び構築物         | 4,643                    | 4,925                    |
| 機械及び装置          | 854                      | 812                      |
| 工具、器具及び備品       | 257                      | 248                      |
| 土地              | 4,357                    | 4,353                    |
| 建設仮勘定           | 411                      | 182                      |
| その他             | 103                      | 108                      |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>527</b>               | <b>554</b>               |
| のれん             | 117                      | 133                      |
| ソフトウェア          | 321                      | 353                      |
| その他             | 87                       | 67                       |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>10,336</b>            | <b>8,636</b>             |
| 投資有価証券          | 9,629                    | 7,908                    |
| 繰延税金資産          | 17                       | 52                       |
| 退職給付に係る資産       | 237                      | 157                      |
| その他             | 600                      | 666                      |
| 貸倒引当金           | △148                     | △148                     |
| <b>資産合計</b>     | <b>49,901</b>            | <b>49,353</b>            |

| 科目                 | 〈ご参考〉                    |                          |
|--------------------|--------------------------|--------------------------|
|                    | 当連結会計年度末<br>(2025年3月31日) | 前連結会計年度末<br>(2024年3月31日) |
| <b>負債の部</b>        |                          |                          |
| <b>流動負債</b>        | <b>6,879</b>             | <b>7,422</b>             |
| 支払手形及び買掛金          | 1,865                    | 2,885                    |
| 電子記録債務             | 1,672                    | 881                      |
| 短期借入金              | 330                      | 330                      |
| 未払法人税等             | 523                      | 464                      |
| 賞与引当金              | 439                      | 460                      |
| 役員賞与引当金            | 38                       | 48                       |
| 株主優待引当金            | 11                       | 10                       |
| その他                | 1,997                    | 2,341                    |
| <b>固定負債</b>        | <b>1,509</b>             | <b>1,510</b>             |
| 繰延税金負債             | 1,046                    | 875                      |
| 役員株式給付引当金          | 71                       | 59                       |
| 役員退職慰労引当金          | —                        | 154                      |
| 資産除去債務             | 229                      | 227                      |
| その他                | 161                      | 193                      |
| <b>負債合計</b>        | <b>8,388</b>             | <b>8,932</b>             |
| <b>純資産の部</b>       |                          |                          |
| <b>株主資本</b>        | <b>38,175</b>            | <b>37,282</b>            |
| 資本金                | 3,387                    | 3,387                    |
| 資本剰余金              | 6,368                    | 6,368                    |
| 利益剰余金              | 29,434                   | 28,541                   |
| 自己株式               | △1,014                   | △1,014                   |
| <b>その他の包括利益累計額</b> | <b>3,232</b>             | <b>3,042</b>             |
| その他有価証券評価差額金       | 2,962                    | 2,816                    |
| 退職給付に係る調整累計額       | 270                      | 226                      |
| <b>非支配株主持分</b>     | <b>105</b>               | <b>95</b>                |
| <b>純資産合計</b>       | <b>41,513</b>            | <b>40,420</b>            |
| <b>負債純資産合計</b>     | <b>49,901</b>            | <b>49,353</b>            |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結計算書類

### 連結損益計算書

(単位 百万円)

| 科目              | 当連結会計年度<br>(2024年4月1日～2025年3月31日) | 〈ご参考〉前連結会計年度<br>(2023年4月1日～2024年3月31日) |
|-----------------|-----------------------------------|----------------------------------------|
| 売上高             | 24,166                            | 23,925                                 |
| 売上原価            | 15,393                            | 15,648                                 |
| 売上総利益           | 8,772                             | 8,277                                  |
| 販売費及び一般管理費      | 6,607                             | 6,504                                  |
| 営業利益            | 2,164                             | 1,773                                  |
| 営業外収益           | 363                               | 315                                    |
| 受取利息及び配当金       | 207                               | 163                                    |
| 受取賃貸料           | 91                                | 92                                     |
| 受取保険金           | 20                                | 13                                     |
| その他             | 43                                | 47                                     |
| 営業外費用           | 20                                | 16                                     |
| 支払手数料           | 0                                 | 0                                      |
| 賃貸費用            | 10                                | 9                                      |
| その他             | 9                                 | 6                                      |
| 経常利益            | 2,507                             | 2,072                                  |
| 特別利益            | 115                               | 29                                     |
| 固定資産売却益         | 1                                 | 2                                      |
| 投資有価証券売却益       | 114                               | 27                                     |
| 特別損失            | 3                                 | 10                                     |
| 固定資産売却損         | 0                                 | —                                      |
| 固定資産除却損         | 2                                 | 7                                      |
| 減損損失            | —                                 | 0                                      |
| リース解約損          | 0                                 | 2                                      |
| 税金等調整前当期純利益     | 2,619                             | 2,091                                  |
| 法人税、住民税及び事業税    | 832                               | 744                                    |
| 法人税等調整額         | 62                                | △21                                    |
| 当期純利益           | 1,724                             | 1,368                                  |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 | 10                                | 6                                      |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 1,714                             | 1,362                                  |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結計算書類

### 連結株主資本等変動計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位 百万円)

| 項目                         | 株主資本  |       |        |        |        |
|----------------------------|-------|-------|--------|--------|--------|
|                            | 資本金   | 資本剰余金 | 利益剰余金  | 自己株式   | 株主資本合計 |
| 当連結会計年度期首残高                | 3,387 | 6,368 | 28,541 | △1,014 | 37,282 |
| 当連結会計年度変動額                 |       |       |        |        |        |
| 剰余金の配当                     |       |       | △821   |        | △821   |
| 親会社株主に帰属する当期純利益            |       |       | 1,714  |        | 1,714  |
| 自己株式の取得                    |       |       |        | △0     | △0     |
| 株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額(純額) |       |       |        |        |        |
| 当連結会計年度変動額合計               | —     | —     | 892    | △0     | 892    |
| 当連結会計年度末残高                 | 3,387 | 6,368 | 29,434 | △1,014 | 38,175 |

| 項目                         | その他の包括利益累計額  |              |               | 非支配株主持分 | 純資産合計  |
|----------------------------|--------------|--------------|---------------|---------|--------|
|                            | その他有価証券評価差額金 | 退職給付に係る調整累計額 | その他の包括利益累計額合計 |         |        |
| 当連結会計年度期首残高                | 2,816        | 226          | 3,042         | 95      | 40,420 |
| 当連結会計年度変動額                 |              |              |               |         |        |
| 剰余金の配当                     |              |              |               |         | △821   |
| 親会社株主に帰属する当期純利益            |              |              |               |         | 1,714  |
| 自己株式の取得                    |              |              |               |         | △0     |
| 株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額(純額) | 145          | 44           | 189           | 10      | 199    |
| 当連結会計年度変動額合計               | 145          | 44           | 189           | 10      | 1,092  |
| 当連結会計年度末残高                 | 2,962        | 270          | 3,232         | 105     | 41,513 |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類

## 連結注記表

I. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

### II. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### 1. 連結の範囲に関する事項

##### 連結会社の状況

- |            |                        |
|------------|------------------------|
| ・ 連結子会社の数  | 2社                     |
| ・ 連結子会社の名称 | 株式会社新潟成型<br>常陽水道工業株式会社 |

#### 2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用関連会社の数 該当会社はありません。

#### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、常陽水道工業株式会社の決算日は9月30日であります。  
連結計算書類の作成にあたっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。  
なお、株式会社新潟成型の決算日は、連結会計年度の末日と一致しております。

#### 4. 会計方針に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

- |                       |                                                 |
|-----------------------|-------------------------------------------------|
| イ 満期保有目的の債券           | 償却原価法（定額法）                                      |
| □ その他有価証券             |                                                 |
| A 市場価格のない株式等<br>以外のもの | 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、時価と比較する取得原価は移動平均法により算定） |
| B 市場価格のない株式等          | 移動平均法による原価法                                     |
| ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法     |                                                 |
| イ 商品、製品、原材料、仕掛品       | 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）     |
| □ 貯蔵品                 | 最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）  |

## 連結計算書類

### (2) 固定資産の減価償却の方法

#### ① 有形固定資産

定率法（但し、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

- ・建物及び構築物 3～50年
- ・機械及び装置 8～17年
- ・工具、器具及び備品 2～20年

#### ② 無形固定資産

ソフトウェアについては、社内利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

### (3) 引当金の計上基準

#### ① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### ② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

#### ③ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

#### ④ 役員株式給付引当金

株式交付規程に基づく役員への当社株式の給付に充てるため、当連結会計年度における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

#### ⑤ 役員退職慰労引当金

一部の連結子会社において、役員の退職慰労金の支給に備えるため、当連結会計年度末要支給額を計上しております。

#### ⑥ 株主優待引当金

株主優待ポイント制度に基づき、株主に付与したポイントの利用に備えるため、当連結会計年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。

### (4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を費用処理しております。

数理計算上の差異は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の際連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

## 連結計算書類

### (5) 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

#### ① 商品及び製品の販売

管工機材事業においては、主に塩化ビニル製インバートマス、継手をはじめとする上水道・下水道関連製品の製造及び販売を行っております。各種プラスチック成形事業においては、主に住宅設備製品部材、各種プラスチック製品部材の受注生産及び販売を行っております。このような商品及び製品の販売については、引渡時点において顧客が当該商品及び製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断しております。国内の販売においては、出荷時から顧客への引渡し完了するまでの期間が通常の期間であると考えられるため、商品及び製品の出荷時点で収益を認識しております。

収益は顧客との契約において約束された対価から返品、値引き及び割り戻し等を控除した金額で測定しております。

取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

なお、商品の販売のうち、当社及び連結子会社が代理人に該当すると判断したのものについては、当該対価の総額から第三者に対する支払額を差し引いた純額で認識しております。

また、製品の販売のうち、買戻し契約に該当する有償支給取引については、支給先から受け取る対価を収益として認識しておりません。有償受給取引については、加工代相当額のみを純額で収益を認識しております。

#### ② 工事契約

水・環境エンジニアリング事業においては、主に長期の工事契約を締結しております。当該契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。

### (6) のれんの償却方法および償却期間

のれんは20年以内の合理的な償却期間を設定し、定額法により償却しております。

## Ⅲ. 会計方針の変更に関する注記

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過措置及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65－2項(2)ただし書きに定める経過措置に従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

## 連結計算書類

### IV. 会計上の見積りに関する注記

(一定の期間にわたり履行義務を充足する契約における収益認識)

#### 1. 当連結会計年度計上額

|     | 金額 (百万円) |
|-----|----------|
| 売上高 | 810      |

#### 2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

水・環境エンジニアリング事業における一定の要件を満たす特定の工事請負契約については、当該工事請負契約の当連結会計年度末時点の進捗度に応じて収益を計上しています。進捗度は、当連結会計年度までの発生費用を工事完了までの総原価見積額と比較することにより測定しております。

総原価見積額は、工事に対する専門的な知識と施工経験を有する工事現場責任者により、一定の仮定と判断に基づいて策定され、承認手続を経たうえで決定しております。

工事請負契約は、契約仕様や作業内容が顧客の要求に基づき定められており契約内容の個別性が強く、また比較的長期にわたる契約が多いという特徴があります。そのため、作業工程の遅れ等による当初見積りに対する原価の増加や、建設資材単価や労務単価等による原価の変動など、工事の進行途中の環境の変化によって、進捗度の測定の基礎となる総原価見積額が変動し、結果として収益が変動することがあります。

### V. 追加情報に関する注記

(業績連動型株式報酬制度)

当社は、2017年6月27日開催の第63回定時株主総会決議に基づき、取締役（社外取締役その他の業務を執行しない取締役を除きます。）及び委任契約による執行役員（以下、総称して「取締役等」といいます。）を対象とする業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入しております。

本制度は、当社の業績及び株式価値と取締役等の報酬との連動性をより明確にし、取締役等が株価上昇によるメリットを享受するのみならず株価下落リスクをも負担し、株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

## 連結計算書類

### ①取引の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する株式交付信託が当社株式を取得し、業績達成度等一定の基準に応じて当社が各取締役等に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役等に対して交付されるという、業績連動型の株式報酬制度です。なお、取締役等が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時です。

### ②信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は前連結会計年度113百万円、96,611株、当連結会計年度113百万円、96,611株であります。

### ③総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

該当事項はありません。

## VI. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 37,653百万円

なお、減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

## VII. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### 1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

| 株式の種類 | 当連結会計年度<br>期首株式数(株) | 当連結会計年度<br>増加株式数(株) | 当連結会計年度<br>減少株式数(株) | 当連結会計年度末<br>株式数(株) |
|-------|---------------------|---------------------|---------------------|--------------------|
| 普通株式  | 15,732,000          | —                   | —                   | 15,732,000         |

### 2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

| 決議                   | 株式の種類 | 配当金の総額 | 1株当たり配当額 | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-------|--------|----------|------------|------------|
| 2024年6月25日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 373百万円 | 25円00銭   | 2024年3月31日 | 2024年6月26日 |
| 2024年10月31日<br>取締役会  | 普通株式  | 448百万円 | 30円00銭   | 2024年9月30日 | 2024年12月2日 |

## 連結計算書類

### 3. 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

| 決議                   | 株式の種類 | 配当金原資 | 配当金の総額 | 1株当たり配当額 | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-------|-------|--------|----------|------------|------------|
| 2025年6月24日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 利益剰余金 | 582百万円 | 39円00銭   | 2025年3月31日 | 2025年6月25日 |

- (注) 1. 2024年6月25日定時株主総会決議に基づく配当金の総額には、株式交付信託が保有する当社株式に対する配当金2百万円が含まれております。
2. 2024年10月31日取締役会決議に基づく配当金の総額には、株式交付信託が保有する当社株式に対する配当金2百万円が含まれております。
3. 2025年6月24日定時株主総会決議に基づく配当金の総額には、株式交付信託が保有する当社株式に対する配当金3百万円が含まれております。

## Ⅷ. 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、主に安全性の高い金融資産で運用しております。また、資金調達については、短期的な運転資金は銀行借入により調達しております。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては当社グループの売掛債権管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を四半期ごとに把握する体制としております。

有価証券及び投資有価証券は、主に債券及び業務上の関係を有する企業の株式であり、信用リスクや金利変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、定期的に時価や発行体（業務上の関係を有する企業）の財務状況等を把握し取締役会に報告されております。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務は、その全てが1年以内の支払期日であります。

借入金は、主に営業取引に係る資金調達であります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、定期的に契約内容を精査し借入金額・期間を決定するなどの方法により管理しております。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

#### (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 連結計算書類

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日現在における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。(注)2をご参照下さい。

|              | 連結貸借対照表計上額<br>(百万円) | 時価<br>(百万円) | 差額<br>(百万円) |
|--------------|---------------------|-------------|-------------|
| 有価証券及び投資有価証券 | 10,806              | 10,721      | △84         |
| 資産計          | 10,806              | 10,721      | △84         |

(注)1. 「現金及び預金」、「受取手形及び売掛金」、「電子記録債権」、「支払手形及び買掛金」、「電子記録債務」、「短期借入金」及び「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注)2. 市場価格のない株式等は、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

| 区分    | 連結貸借対照表計上額 (百万円) |
|-------|------------------|
| 非上場株式 | 123              |

(注)3. 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

|                   | 1年以内<br>(百万円) | 1年超5年以内<br>(百万円) | 5年超10年以内<br>(百万円) | 10年超<br>(百万円) |
|-------------------|---------------|------------------|-------------------|---------------|
| 現金及び預金            | 12,905        | —                | —                 | —             |
| 受取手形              | 1,075         | —                | —                 | —             |
| 電子記録債権            | 4,691         | —                | —                 | —             |
| 売掛金               | 3,726         | —                | —                 | —             |
| 有価証券及び投資有価証券      |               |                  |                   |               |
| 満期保有目的の債券         |               |                  |                   |               |
| 社債                | 300           | 2,300            | 1,000             | 100           |
| その他               | —             | 300              | —                 | —             |
| その他有価証券のうち満期があるもの |               |                  |                   |               |
| その他               | 1,000         | —                | —                 | 285           |
| 合計                | 23,700        | 2,600            | 1,000             | 385           |

## 連結計算書類

(注) 4. 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

|       | 1年以内<br>(百万円) | 1年超2年以内<br>(百万円) | 2年超3年以内<br>(百万円) | 3年超4年以内<br>(百万円) | 4年超5年以内<br>(百万円) | 5年超<br>(百万円) |
|-------|---------------|------------------|------------------|------------------|------------------|--------------|
| 短期借入金 | 330           | —                | —                | —                | —                | —            |
| 合計    | 330           | —                | —                | —                | —                | —            |

### 3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

#### ① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

| 区分           | 時価 (百万円) |      |      | 合計    |
|--------------|----------|------|------|-------|
|              | レベル1     | レベル2 | レベル3 |       |
| 有価証券及び投資有価証券 |          |      |      |       |
| 其他有価証券       |          |      |      |       |
| 株式           | 5,598    | —    | —    | 5,598 |
| その他          | —        | 237  | —    | 237   |
| 資産計          | 5,598    | 237  | —    | 5,836 |

## 連結計算書類

### ② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

| 区分                        | 時価（百万円） |       |      |       |
|---------------------------|---------|-------|------|-------|
|                           | レベル1    | レベル2  | レベル3 | 合計    |
| 有価証券及び投資有価証券<br>満期保有目的の債券 |         |       |      |       |
| 社債                        | －       | 3,587 | －    | 3,587 |
| その他                       | －       | 297   | －    | 297   |
| その他有価証券                   |         |       |      |       |
| その他                       | －       | 1,000 | －    | 1,000 |
| 資産計                       | －       | 4,885 | －    | 4,885 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

#### 有価証券及び投資有価証券

上場株式及び社債は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

### Ⅸ. 賃貸等不動産に関する注記

当社及び子会社では、埼玉県その他の地域において、賃貸用土地や賃貸倉庫を所有しております。これらの賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当期増減額及び時価は、次のとおりであります。

| 用途     | 連結貸借対照表計上額（百万円） |       |       | 当期末の時価<br>（百万円） |
|--------|-----------------|-------|-------|-----------------|
|        | 当期首残高           | 当期増減額 | 当期末残高 |                 |
| 賃貸用土地等 | 150             | △0    | 150   | 1,533           |
| 駐車場    | 5               | △0    | 5     | 25              |
| 賃貸倉庫   | 33              | －     | 33    | 60              |
| 合計     | 190             | △0    | 189   | 1,619           |

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 当期末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいた金額であります。

## 連結計算書類

また、賃貸等不動産に関する2025年3月期における損益は、次のとおりであります。

| 用途     | 連結損益計算書における金額（百万円） |      |    |            |
|--------|--------------------|------|----|------------|
|        | 受取賃貸料              | 賃貸費用 | 差額 | その他（売却損益等） |
| 賃貸用土地等 | 90                 | 10   | 79 | －          |
| 駐車場    | 1                  | 0    | 0  | －          |
| 賃貸倉庫   | 0                  | 0    | 0  | －          |
| 合計     | 91                 | 10   | 81 | －          |

（注）受取賃貸料及び賃貸費用は、賃貸収益とこれに対応する費用（減価償却費、租税公課等）であり、それぞれ「営業外収益」及び「営業外費用」に計上されております。

### X. 収益認識に関する注記

#### 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

|                 | 報告セグメント（百万円） |                  |                | 合計<br>（百万円） |
|-----------------|--------------|------------------|----------------|-------------|
|                 | 管工機材         | 水・環境<br>エンジニアリング | 各種プラスチック<br>成形 |             |
| 一時点で移転される財      | 21,739       | 663              | 951            | 23,355      |
| 一定の期間にわたり移転される財 | －            | 810              | －              | 810         |
| 顧客との契約から生じる収益   | 21,739       | 1,474            | 951            | 24,166      |
| その他の収益          | －            | －                | －              | －           |
| 外部顧客への売上高       | 21,739       | 1,474            | 951            | 24,166      |

#### 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「4. 会計方針に関する事項（5）収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

## 連結計算書類

### 3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

#### (1) 契約資産及び契約負債の残高等

|                     | 当連結会計年度<br>(百万円) |
|---------------------|------------------|
| 顧客との契約から生じた債権(期首残高) | 3,505            |
| 顧客との契約から生じた債権(期末残高) | 3,726            |
| 契約資産(期首残高)          | 262              |
| 契約資産(期末残高)          | 66               |
| 契約負債(期首残高)          | 29               |
| 契約負債(期末残高)          | 53               |

契約資産は主に、長期の工期契約について期末日時点で完了しておりますが未請求の工事進捗度に係る対価に対する当社の権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は主に、製品の引渡し前に顧客から受け取った対価であり、連結貸借対照表上、流動負債のその他に含まれております。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

#### (2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

## XI. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 2,790円42銭

2. 1株当たり当期純利益 115円53銭

(注) 1株当たり純資産額の算定上、株式交付信託が保有する当社株式を期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。また、1株当たり当期純利益の算定上、株式交付信託が保有する当社株式を普通株式の期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

なお、1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式数は、当連結会計年度末において、96,611株であり、1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、96,611株であります。

# 計算書類

## 貸借対照表

(単位 百万円)

| 科目              | 〈ご参考〉                  |                        |
|-----------------|------------------------|------------------------|
|                 | 当事業年度末<br>(2025年3月31日) | 前事業年度末<br>(2024年3月31日) |
| <b>資産の部</b>     |                        |                        |
| <b>流動資産</b>     | <b>26,621</b>          | <b>27,524</b>          |
| 現金及び預金          | 11,772                 | 11,733                 |
| 受取手形            | 1,045                  | 1,185                  |
| 電子記録債権          | 4,603                  | 4,436                  |
| 売掛金             | 3,000                  | 3,173                  |
| 契約資産            | 41                     | —                      |
| 有価証券            | 1,300                  | 2,200                  |
| 商品及び製品          | 2,298                  | 2,271                  |
| 仕掛品             | 761                    | 730                    |
| 原材料及び貯蔵品        | 830                    | 784                    |
| 未収入金            | 450                    | 437                    |
| 関係会社短期貸付金       | 450                    | 500                    |
| その他             | 66                     | 71                     |
| 貸倒引当金           | △0                     | △1                     |
| <b>固定資産</b>     | <b>21,659</b>          | <b>20,160</b>          |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>9,847</b>           | <b>9,854</b>           |
| 建物              | 4,051                  | 4,285                  |
| 構築物             | 366                    | 402                    |
| 機械及び装置          | 824                    | 781                    |
| 工具、器具及び備品       | 237                    | 244                    |
| 土地              | 3,932                  | 3,928                  |
| 建設仮勘定           | 411                    | 182                    |
| その他             | 24                     | 31                     |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>353</b>             | <b>398</b>             |
| ソフトウェア          | 318                    | 350                    |
| その他             | 34                     | 48                     |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>11,458</b>          | <b>9,906</b>           |
| 投資有価証券          | 9,522                  | 7,908                  |
| 関係会社株式          | 1,491                  | 1,491                  |
| 保険積立金           | 257                    | 321                    |
| その他             | 189                    | 188                    |
| 貸倒引当金           | △2                     | △2                     |
| <b>資産合計</b>     | <b>48,281</b>          | <b>47,684</b>          |

| 科目               | 〈ご参考〉                  |                        |
|------------------|------------------------|------------------------|
|                  | 当事業年度末<br>(2025年3月31日) | 前事業年度末<br>(2024年3月31日) |
| <b>負債の部</b>      |                        |                        |
| <b>流動負債</b>      | <b>5,931</b>           | <b>6,371</b>           |
| 電子記録債務           | 1,572                  | 765                    |
| 買掛金              | 1,529                  | 2,531                  |
| 未払金              | 336                    | 279                    |
| 未払費用             | 930                    | 1,308                  |
| 未払法人税等           | 523                    | 394                    |
| 未払消費税等           | 125                    | 158                    |
| 賞与引当金            | 410                    | 415                    |
| 役員賞与引当金          | 38                     | 48                     |
| 株主優待引当金          | 11                     | 10                     |
| 設備関係電子記録債務       | 114                    | 102                    |
| その他              | 338                    | 358                    |
| <b>固定負債</b>      | <b>1,404</b>           | <b>1,280</b>           |
| 繰延税金負債           | 907                    | 778                    |
| 役員株式給付引当金        | 71                     | 59                     |
| 退職給付引当金          | 155                    | 167                    |
| 資産除去債務           | 220                    | 217                    |
| その他              | 49                     | 56                     |
| <b>負債合計</b>      | <b>7,336</b>           | <b>7,652</b>           |
| <b>純資産の部</b>     |                        |                        |
| <b>株主資本</b>      | <b>37,982</b>          | <b>37,216</b>          |
| 資本金              | 3,387                  | 3,387                  |
| 資本剰余金            | 6,368                  | 6,368                  |
| 資本準備金            | 6,363                  | 6,363                  |
| その他資本剰余金         | 4                      | 4                      |
| 利益剰余金            | 29,241                 | 28,475                 |
| 利益準備金            | 846                    | 846                    |
| その他利益剰余金         | 28,394                 | 27,628                 |
| 別途積立金            | 22,210                 | 22,210                 |
| 繰越利益剰余金          | 6,184                  | 5,418                  |
| 自己株式             | △1,014                 | △1,014                 |
| 評価・換算差額等         | 2,962                  | 2,816                  |
| その他有価証券評価差額金     | 2,962                  | 2,816                  |
| <b>純資産合計</b>     | <b>40,944</b>          | <b>40,032</b>          |
| <b>負債及び純資産合計</b> | <b>48,281</b>          | <b>47,684</b>          |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 計算書類

### 損益計算書

(単位 百万円)

| 科目           | 当事業年度<br>(2024年4月1日~2025年3月31日) | 〈ご参考〉前事業年度<br>(2023年4月1日~2024年3月31日) |
|--------------|---------------------------------|--------------------------------------|
| 売上高          | 22,356                          | 22,144                               |
| 売上原価         | 14,090                          | 14,315                               |
| 売上総利益        | 8,266                           | 7,829                                |
| 販売費及び一般管理費   | 6,300                           | 6,159                                |
| 営業利益         | 1,965                           | 1,670                                |
| 営業外収益        | 354                             | 305                                  |
| 受取利息及び配当金    | 208                             | 161                                  |
| 受取賃貸料        | 88                              | 88                                   |
| 受取保険金        | 20                              | 13                                   |
| その他          | 37                              | 42                                   |
| 営業外費用        | 14                              | 10                                   |
| 支払手数料        | 0                               | 0                                    |
| 賃貸費用         | 10                              | 9                                    |
| その他          | 3                               | 1                                    |
| 経常利益         | 2,304                           | 1,964                                |
| 特別利益         | 115                             | 12                                   |
| 固定資産売却益      | 1                               | 2                                    |
| 投資有価証券売却益    | 114                             | 10                                   |
| 特別損失         | 3                               | 10                                   |
| 固定資産売却損      | 0                               | 0                                    |
| 固定資産除却損      | 2                               | 7                                    |
| 減損損失         | —                               | 0                                    |
| リース解約損       | 0                               | 2                                    |
| 税引前当期純利益     | 2,417                           | 1,966                                |
| 法人税、住民税及び事業税 | 819                             | 682                                  |
| 法人税等調整額      | 9                               | △5                                   |
| 当期純利益        | 1,587                           | 1,290                                |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 計算書類

### 株主資本等変動計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位 百万円)

| 項目                            | 株主資本  |       |          |       |                   |
|-------------------------------|-------|-------|----------|-------|-------------------|
|                               | 資本金   | 資本剰余金 |          | 利益剰余金 |                   |
|                               |       | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 利益準備金 | その他利益剰余金<br>別途積立金 |
| 当 期 首 残 高                     | 3,387 | 6,363 | 4        | 846   | 22,210            |
| 当 期 変 動 額                     |       |       |          |       |                   |
| 剰余金の配当                        |       |       |          |       |                   |
| 当期純利益                         |       |       |          |       |                   |
| 自己株式の取得                       |       |       |          |       |                   |
| 株主資本以外の項目の当期<br>変 動 額 ( 純 額 ) |       |       |          |       |                   |
| 当 期 変 動 額 合 計                 | -     | -     | -        | -     | -                 |
| 当 期 末 残 高                     | 3,387 | 6,363 | 4        | 846   | 22,210            |

| 項目                            | 株主資本                |        |        | 評価・換算差額等         | 純資産合計  |
|-------------------------------|---------------------|--------|--------|------------------|--------|
|                               | 利益剰余金               | 自己株式   | 株主資本合計 | その他有価証券<br>評価差額金 |        |
|                               | その他利益剰余金<br>繰越利益剰余金 |        |        |                  |        |
| 当 期 首 残 高                     | 5,418               | △1,014 | 37,216 | 2,816            | 40,032 |
| 当 期 変 動 額                     |                     |        |        |                  |        |
| 剰余金の配当                        | △821                |        | △821   |                  | △821   |
| 当期純利益                         | 1,587               |        | 1,587  |                  | 1,587  |
| 自己株式の取得                       |                     | △0     | △0     |                  | △0     |
| 株主資本以外の項目の当期<br>変 動 額 ( 純 額 ) |                     |        |        | 145              | 145    |
| 当 期 変 動 額 合 計                 | 766                 | △0     | 766    | 145              | 911    |
| 当 期 末 残 高                     | 6,184               | △1,014 | 37,982 | 2,962            | 40,944 |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 計算書類

## 個別注記表

I. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

### II. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- |                   |                                                 |
|-------------------|-------------------------------------------------|
| (1) 満期保有目的の債券     | 償却原価法（定額法）                                      |
| (2) 子会社株式         | 移動平均法による原価法                                     |
| (3) その他有価証券       |                                                 |
| ① 市場価格のない株式等以外のもの | 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、時価と比較する取得原価は移動平均法により算定） |
| ② 市場価格のない株式等      | 移動平均法による原価法                                     |

#### 2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- |                   |                                                |
|-------------------|------------------------------------------------|
| (1) 商品、製品、原材料、仕掛品 | 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）    |
| (2) 貯蔵品           | 最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定） |

#### 3. 固定資産の減価償却の方法

- |            |                                                                                                                                                             |
|------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 有形固定資産 | 定率法（但し、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法）を採用しております。<br>なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。<br>・建物 3～50年<br>・機械及び装置 8～17年<br>・工具、器具及び備品 2～20年 |
| (2) 無形固定資産 | ソフトウェアについては、社内利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。                                                                                                                   |

#### 4. 引当金の計上基準

- |             |                                                                                    |
|-------------|------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 貸倒引当金   | 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 |
| (2) 賞与引当金   | 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。                              |
| (3) 役員賞与引当金 | 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。                               |

## 計算書類

- |               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|---------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (4) 役員株式給付引当金 | 株式交付規程に基づく役員への当社株式の給付に充てるため、当事業年度における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。                                                                                                                                                                                                                                                |
| (5) 退職給付引当金   | 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。<br>過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を費用処理しております。<br>数理計算上の差異は、各期の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。 |
| (6) 株主優待引当金   | 株主優待ポイント制度に基づき、株主に付与したポイントの利用に備えるため、当事業年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。                                                                                                                                                                                                                                      |

### 5. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

#### (1) 商品及び製品の販売

管工機材事業においては、主に塩化ビニル製インバートマス、継手をはじめとする上水道・下水道関連製品の製造及び販売を行っております。このような商品及び製品の販売については、引渡時点において顧客が当該商品及び製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断しております。国内の販売においては、出荷時から顧客への引渡し完了までの期間が通常の間であると考えられるため、商品及び製品の出荷時点で収益を認識しております。

収益は顧客との契約において約束された対価から返品、値引き及び割り戻し等を控除した金額で測定しております。

取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

なお、商品の販売のうち、当社が代理人に該当すると判断したものについては、当該対価の総額から第三者に対する支払額を差し引いた純額で認識しております。

また、製品の販売のうち、買戻し契約に該当する有償支給取引については、支給先から受け取る対価を収益として認識しておりません。

#### (2) 工事契約

水・環境エンジニアリング事業においては、主に長期の工事契約を締結しております。当該契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。

## 計算書類

### Ⅲ. 会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）  
「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。  
法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65－2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

### Ⅳ. 会計上の見積りに関する注記

（一定の期間にわたり履行義務を充足する契約における収益認識）

#### 1. 当事業年度計上額

|     | 金額（百万円） |
|-----|---------|
| 売上高 | 159     |

#### 2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

水・環境エンジニアリング事業における一定の要件を満たす特定の工事請負契約については、当該工事請負契約の当事業年度末時点の進捗度に応じて収益を計上しています。進捗度は、当事業年度までの発生費用を工事完了までの総原価見積額と比較することにより測定しております。

総原価見積額は、工事に対する専門的な知識と施工経験を有する工事現場責任者により、一定の仮定と判断に基づいて策定され、承認手続を経たうえで決定しております。

工事請負契約は、契約仕様や作業内容が顧客の要求に基づき定められており契約内容の個別性が強く、また比較的長期にわたる契約が多いという特徴があります。そのため、作業工程の遅れ等による当初見積りに対する原価の増加や、建設資材単価や労務単価等による原価の変動など、工事の進行途中の環境の変化によって、進捗度の測定の基礎となる総原価見積額が変動し、結果として収益が変動することがあります。

### Ⅴ. 追加情報に関する注記

追加情報に関する注記については、連結計算書類「連結注記表(V.追加情報に関する注記)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

### Ⅵ. 貸借対照表に関する注記

#### 1. 有形固定資産の減価償却累計額 35,350百万円

なお、減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

## 計算書類

### 2. 関係会社に対する金銭債権債務

|            |       |
|------------|-------|
| (1) 短期金銭債権 | 14百万円 |
| (2) 短期金銭債務 | 22百万円 |

### Ⅶ. 損益計算書に関する注記

#### 関係会社との取引高

|               |        |
|---------------|--------|
| (1) 営業取引      | 170百万円 |
| (2) 営業取引以外の取引 | 1百万円   |

### Ⅷ. 株主資本等変動計算書に関する注記

#### 当事業年度の末日における自己株式の種類及び総数

| 株式の種類 | 当事業年度<br>期首株式数(株) | 当事業年度<br>増加株式数(株) | 当事業年度<br>減少株式数(株) | 当事業年度末<br>株式数(株) |
|-------|-------------------|-------------------|-------------------|------------------|
| 普通株式  | 892,652           | 103               | —                 | 892,755          |

- (注) 1.自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取り103株によるものであります。  
2.当事業年度末の自己株式数のうち、株式交付信託が保有する株式は96,611株であります。

### Ⅸ. 税効果会計に関する注記

#### 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

|               |           |
|---------------|-----------|
| 繰延税金資産        |           |
| 未払事業税         | 35百万円     |
| 賞与引当金         | 143百万円    |
| 役員賞与引当金       | 11百万円     |
| 役員株式給付引当金     | 22百万円     |
| 退職給付引当金       | 48百万円     |
| 資産除去債務        | 69百万円     |
| 棚卸資産評価損       | 94百万円     |
| ゴルフ会員権評価損     | 25百万円     |
| 関係会社株式評価損     | 185百万円    |
| その他           | 49百万円     |
| 繰延税金資産 小計     | 686百万円    |
| 評価性引当額        | △224百万円   |
| 繰延税金資産 計      | 462百万円    |
| 繰延税金負債        |           |
| その他有価証券評価差額金  | △1,353百万円 |
| その他           | △16百万円    |
| 繰延税金負債 計      | △1,369百万円 |
| 繰延税金資産(負債)の純額 | △907百万円   |

## 計算書類

### X. 関連当事者との取引に関する注記

#### 子会社

| 種類  | 会社等の名称       | 議決権等の所有<br>(被所有) 割合 | 関連当事者<br>との関係        | 取引の内容        | 取引金額        |             | 科目            | 期末残高<br>(百万円) |
|-----|--------------|---------------------|----------------------|--------------|-------------|-------------|---------------|---------------|
|     |              |                     |                      |              | 貸付<br>(百万円) | 回収<br>(百万円) |               |               |
| 子会社 | 株式会社<br>新潟成型 | 所 有<br>直 接<br>100%  | 技術提携<br>役員兼任<br>資金援助 | 資金の貸付<br>(注) | —           | 50          | 関係会社<br>短期貸付金 | 450           |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を決定しております。

### XI. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結計算書類「連結注記表(X.収益認識に関する注記)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

### XII. 1株当たり情報に関する注記

- 1株当たり純資産額 2,759円19銭
- 1株当たり当期純利益 106円99銭

(注) 連結計算書類「連結注記表 (XII. 1株当たり情報に関する注記)」に記載のとおり、株式交付信託が保有する当社株式を控除する自己株式に含めております。

# 監査報告

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

2025年5月12日

前澤化成工業株式会社  
取締役会 御中

E Y 新日本有限責任監査法人  
東京事務所  
指定有限責任社員 公認会計士 野水 善之  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 槻 英明  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、前澤化成工業株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、前澤化成工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

## 監査報告

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

## 監査報告

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。  
監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

2025年5月12日

前澤化成工業株式会社  
取締役会 御中

E Y 新日本有限責任監査法人  
東京事務所  
指定有限責任社員 公認会計士 野水 善之  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 槻 英明  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、前澤化成工業株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第71期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

## 監査報告

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

## 監査報告

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査報告

### 監査役会の監査報告書 謄本

#### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第71期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

# 監査報告

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月14日

前澤化成工業株式会社  
監査役会

常勤監査役 伊東 正博 ㊟  
社外監査役 篠崎 正巳 ㊟  
社外監査役 加藤 達也 ㊟

以上